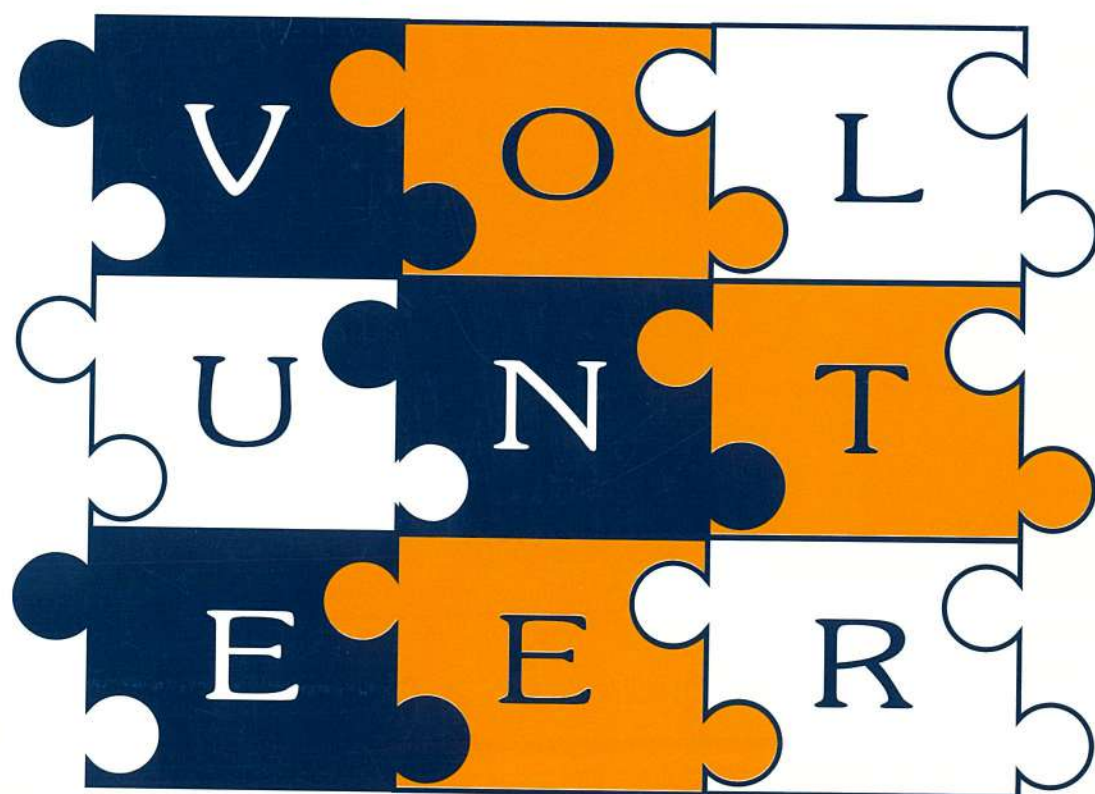


東京におけるボランティア活動推進のあり方 検討委員会報告書

—東京ボランティア・センターのあり方を中心に—



社会福祉 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・センター
法人

東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会

はじめに

今日、市民のボランティア活動への関心の高まりや様々な市民活動団体の登場、企業の社会貢献活動の推進や行政のボランティア活動推進の施策化の動きなど、ボランティア活動を取り巻く環境は大きく変化している。特に、「無償性」を特徴とするボランティア活動だけでなく、「非営利性」をベースとした市民活動が各地に生まれ、地域中心の活動から国際的な活動まで、その活動内容や形態、領域も多様化している。東京ボランティア・センターも今年で16年目を迎えることになるが、こうした市民活動をさらに発展させていくために、どのような支援が展開できるのか、また、「市民社会」の形成にどのような役割を担っていくのか、そして、市民のためのボランティア・センターであるためには、どのような運営が必要なのか、その目的や役割、機能、事業、推進体制などの検討を迫られているのである。

そもそも、東京都社会福祉協議会（以下、東社協）によるボランティア活動の推進は1963年に設置された「ボランティア東京ビューロー」（1年で解散）がその出発点となっており、現在の東京ボランティア・センターは、1973年に東京都が設置した「東京都ボランティア・コーナー」がその基礎となっている。そして、1980年になると、東京都主導の形でボランティアセンター構想が出され、翌年1981年に、東京都社会福祉協議会が運営する形で、現在の「東京ボランティア・センター」が設置された。東京ボランティア・センターのあり方については、これまでも、その時々の課題や社会的要請に応じて見直しがなされてきており、1976年に『東京都ボランティア・コーナーの現状と今後の課題』、1978年には『東京都ボランティア・コーナーの現状と今後の課題』が報告されている。また、1984年には『東京ボランティア・センターの今後のあり方を考える - その組織と機能事業について -』（意見具申）が示されている。

また、ボランティア活動の推進のあり方に関しては、1989年に『今日的状況下でのボランティア活動に関する基本問題研究 - いま そのあり方を問う -』や1995年には『ボランティア活動の考え方・推進のあり方について』の報告をまとめているが、東京ボランティア・センターのあり方については、1984年度以降、大幅な見直しはなされていない。

一方、東京都は1996年3月に「行政改革大綱」を発表し、東京都における分野や地域を越えた「総合的なボランティアセンターの検討」をするために、「東京都ボランティア・非営利団体の活動促進に関する懇談会」（以下、都の懇談会）を生活文化局長諮問の形で設置した（同年6月）。懇談会では、主に行政とボランティア・非営

利団体とのパートナーシップのあり方についての議論があり、9月から10月にかけて懇談会の中に設けられた専門部会で、総合的ボランティアセンターの意義や機能、組織等について集中的に論議をしてきている。その結果をまとめたものが、同年12月に出された『東京都ボランティア・非営利団体の活動促進に関する懇談会（中間報告）～総合的なボランティアセンターのあり方について～』である。

こうした状況の中で、東京ボランティア・センターでは、東京ボランティア・センター運営委員会の特別委員会として、「東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会 - 東京ボランティア・センターのあり方を中心に -」を1996年6月に設置し、合計9回の検討委員会を開催した。

本委員会では、東京都の懇談会の動きにあわせ、議論の当面の骨子（中間要望）を「東京都の総合ボランティアセンター構想について（要望）」としてまとめ、生活文化局長に対して、申し入れをしている（9月30日付け／P38 参照）。また、多様な市民・団体等の抱えている課題や東京ボランティア・センターへの要望などを把握するため、都内の様々なボランティアグループ、市民活動団体、ボランティア活動推進団体、センター来所者、企業等にヒアリングおよびアンケートを依頼し、報告内容にも可能なかぎり反映させるようにした。本報告書は、東京ボランティア・センターのこれまでの実績を踏まえ、今までの事業や体制のあり方を振り返りながら、社会の新しい動きの中で、今後どのような変化が求められているのかを中心にまとめたものである。また、この報告について、より多くの市民や関係者からご意見をいただき、さらに東京におけるボランティア活動推進のあり方についての検討を重ねていきたいと考えている。

最後に、今回、多忙な中でヒアリングやアンケートにご協力いただいた市民や団体の皆様には、この場をかりて厚く御礼申し上げたい。

1997年2月28日

東京におけるボランティア活動
推進のあり方検討委員会
委員長 仲 村 優 一

目 次

はじめに

I. 市民活動を取り巻く近年の社会的状況

1. 社会問題の多様化、深刻化、ボーダレス化 P 3
2. 既存の社会システムの見直しと社会問題解決の取り組み P 3
 - 1) 行政中心主義の限界と改善への取り組み P 3
 - 2) 企業の社会貢献活動の高まり P 4
 - 3) 多様な市民活動の登場 P 4
3. 行政による市民活動支援施策の活発化 P 5

II. 市民活動の役割と発展に向けての課題

1. 市民活動の個人的および社会的な意義 P 9
2. 日本における市民活動の発展に向けての課題 P 9
 - 1) 市民活動を取り巻く外的状況 P 9
 - 2) 市民活動の内的課題 P 12

III. 東京ボランティア・センターの現状と課題

1. 東京ボランティア・センターの理念・目的 P 15
2. 東京ボランティア・センターの支援対象 P 17
3. 東京ボランティア・センターの基本的機能 P 19
4. 東京ボランティア・センターの各種推進事業 P 21
5. 東京ボランティア・センターの設置・運営 P 22
6. 東京ボランティア・センターの職員体制 P 23
7. 東京ボランティア・センターの設置場所・開所時間 P 23
8. 東京ボランティア・センターの財源 P 24

IV. 東京ボランティア・センターが今後目指す方向について

1. 「市民社会」を目指した市民の多様な活動を支援する P 27
 - 1) 「ボランティア活動」を根幹としながら、多様な「市民活動」を支援する P 27
 - 2) 市民活動に参加する「個人」および「団体」を支援する P 28
 - 3) 支援対象・範囲の考え方 P 28
2. 広域圏のセンターとして、特色のあるサービスを提供する P 29
 - 1) 広域性を活かしたサービスの提供 P 29
 - 2) 専門的なサービスの提供 P 29
 - 3) 先駆性のある事業の開発 P 29
3. 市民性・民間性・独自性をさらに進める P 30
 - 1) 多様な市民の意見が反映される仕組みづくり P 30
 - 2) 公的財源の活用と自主財源の確保に向けて P 30

3) 運営委員会のあり方の検討	P 31
4) 職員体制の検討	P 31
4. 市民セクターと企業セクター・行政セクターとの協働を促進する	P 32
5. 区市町村と広域のボランティア活動推進団体等との連携を強化する	P 32
1) 区市町村ボランティアセンターの基盤強化への支援と連携	P 34
2) 広域のボランティア活動推進団体等との連携	P 34
6. 現行の機能・事業の充実と新たな取り組み	
1) 総合的な情報拠点の整備	P 34
2) 専門性の高い相談体制の確立	P 34
3) 市民活動への支援方法等の調査・研究	P 35
4) 多様な研修プログラムの開発と実施	P 35
5) 市民や関係者への啓発と理解の促進	P 35
6) 災害時のネットワーク拠点の整備	P 36
7. 事業拡大に伴う推進体制の強化	
1) 職員体制の確保	P 36
2) スペース等の確保	P 36
3) 財源の確保	P 37
4) 組織のマネージメント力の強化	P 37
◇「東京都総合ボランティアセンター構想」について（要望）	P 38
◇日本社会のセクターバランス（イメージ図）（図1）	P 39
◇行政、企業、市民セクターの特性比較他（表1）	P 40
◇東京ボランティア・センターの支援対象となる個人・団体（図2）	P 41
◇東京ボランティア・センターの位置づけと他セクターとの関係（図3）	P 42
◇東京ボランティア・センターと	
区市町村ボランティアセンターの役割分担の現状（図4）	P 43
◇都内の各種ボランティアセンターや情報センターの状況	P 44
◇東京ボランティア・センターと区市町村ボランティアセンターの関係（図5）	P 46
◇東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会要綱	P 47
◇東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会委員名簿	P 48
◇東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会討議経過	P 49

A stylized illustration of a tree with a thick, dark grey trunk and branches. The leaves are represented by light grey, wavy shapes. At the bottom right, there are several dark, pointed shapes resembling grass or small leaves.

I. 市民活動を取り巻く
近年の社会的状況

I. 市民活動を取り巻く近年の社会的状況

1. 社会問題の多様化・深刻化・ボーダレス化

今日の日本社会は、戦後50年を経て、多様な問題を抱えるようになってきている。近年の社会的課題としては、例えば、少子・高齢社会の到来による家族やコミュニティ機能の低下、都市化による生活環境の悪化や過疎問題、自然環境の破壊やゴミ処理・リサイクルの問題、在日外国人の人権問題、男女共同参画型社会の実現、低経済成長下における雇用問題、政治の信頼確保や行政改革、情報公開や地方分権の推進、災害等の危機管理や復興問題などが挙げられる。

また、これらの国内の問題だけでなく、国際的な諸問題にも取り組む必要性が高まっている。プラザ合意以降、日本の多くの企業が海外に進出し、海外諸国の雇用や環境・文化に大きな影響を与える一方、日本人の暮らし方は相変わらず大量消費型の生活から脱却できず、海外諸国に様々な影響を与えている。例えば、食品や天然資源等の輸入が海外の環境や市民生活の破壊につながる場合などが、その典型的な例として挙げられる。つまり、現在、日本人の生活に対する意識やライフスタイルそのものが問われており、社会的な問題のボーダレス化にともない、国内外共通の視点での取り組みが求められるようになってきている。

2. 既存の社会システムの見直しと社会問題解決への取り組み

1) 行政中心主義の限界と改善への取り組み

近年、こうした社会的課題の顕在化に伴って旧来の日本の社会システムの見直しが行われつつある。これまでの日本社会は、国（行政）が地方自治体を先導し、企業活動や市民の暮らしも行政の指導の元に保護や規制が行われながら、「経済的な発展」を最大の社会的な価値として、市民の生活水準を向上させてきた。しかし、一定の経済的な発展を遂げ、市民の価値観が多様化した今日においては、旧来の中央集権的、行政指導型の社会システムはなじまなくなっている。また、近年の行政の公費乱用や官官接待、公共事業による環境破壊、エイズ問題等に象徴されるように、行政施策と市民の意向や考えが大きく乖離してきていることも課題の一つになってきている。

そこで、市民は市民の立場から行政の情報開示や地方分権の促進、住民投票の試みや住民運動を中心とした政治への参加など、行政の事業内容や税の使われ方を監視するとともに、市民の声を行政に反映させ、市民が自分達の暮らしを主体的に自己決定しながら社会参加するシステムを模索するようになってきている。

また、行政サービスは、住民に対しての「公平性」や「画一性」を特徴とするため、多様化する市民のニーズに十分に答えられていない状況にあるが、特に、阪神・淡路大震災のような災害時には、被災の全体状況を把握してから、優先順位を決めて支援活動を始めたため、臨機応変な対応ができなかったことなどは、その一例として記憶に新しいところだろう。一方、今回の震災時に活躍したボランティアや民間団体の支援活動は、市民の主体的な活動として、誰からも制約されることはなく、それぞれの判断と責任において、個々のニーズにあった多様な

支援活動が展開できた点で注目されたと考えられる。

2) 企業の社会貢献活動の高まり

多様な社会的課題に対して、行政セクター中心の対応が限界になっている中、企業セクターの新しい取り組みが始まった。1980年代後半から企業の海外進出が顕著になり、日本企業は特にアメリカ社会において、地域社会との関わり方や考え方の違いによって地域住民との摩擦などを起こした。このことを一つの契機とし、日本企業は社会の一員として地域社会に貢献するという「企業市民」の考え方に立った経営を行うようになった。この社会貢献活動は、企業活動の発展のためには、健全で活力ある地域社会が必要であるという考え方が前提にあり、その意味では、企業の長期的利益にもかなった行動であると言える。企業の取り組みは、地域社会とのお付き合いというこれまでのレベルから、より積極的に社会に関わっていくという点で大きく変化してきている。

1990年には企業メセナ協議会や経済団体連合会（以下、経団連）に1%（ワンパーセント）クラブが発足し、翌年には経団連社会貢献部が設置され、同年『企業の社会貢献白書』が発行された。また、同時に大手の企業中心に社会貢献担当部署が設けられるようになり、多くの市民団体とのつながりができるとともに、社員への情報提供やボランティア休暇制度の創設など、社員のボランティア活動や地域での活動を支援していくようになった。

しかし、全体的に見れば、まだ、大手の企業の担当部署が一部取り組んでいるに過ぎず、今後さらに多くの企業や事業者が企業市民としての認識と取り組みが期待されている。

3) 多様な市民活動の登場

こうした社会的状況の中、市民による多様な活動が誕生してきている。その活動は、福祉、教育、医療・保健、自然環境保護、リサイクル、国際交流や海外支援、文化・芸術・スポーツ・レクリエーション、消費生活、女性、人権、平和問題など、生活に関わる多様な領域に及び、活動の担い手は、従来の主婦や学生から社会人やシニア層まで拡大している。組織の形態や内容についても小規模のボランティアグループから、年間億単位の事業を行う市民活動団体まで様々であり、「無償性・無給性」に基づくボランティア活動や「非営利性」に基づく活動、または会員互助による有償型活動やメンバーが共同出資し、自ら働くワーカーズコレクティブなど、多様な活動形態を生み出している。

活動者やグループ・団体数も増加しており、全国社会福祉協議会発行の『ボランティア活動年報〔1995〕』によれば、社会福祉協議会が把握している全国のボランティア団体数は約6万団体を越え、個人の活動者は約500万人を越えるようになってきている。また、近年、急増している国際的な問題に取り組む民間団体（N G O）は、N G O活動推進センター発行の『N G Oデータブック '96』で把握されている数でも、1995年で全国351団体を数え、ここ10年間に急増している。

しかし、現状では、市民活動が今日の様々な社会問題に対応していくためには、その数や専門性が十分ではなく、企業や行政とのパートナーシップの前提となる市民活動団体自体のエンパワーメント（力量の向上）が強く求められている。

また、これまで社会問題の解決は主に行政の役割であると、市民も行政自身も考えてきたが、今日、「公平性」を行動特性とする行政だけでは対応できない課題も増加しており、また、「営

利追求」を特徴とする企業だけでも社会問題の解決は十分に果たしえないことが分かってきている。一方、無償性や非営利性に基づく市民の主体的で自由な活動には、他の2つのセクターが果たしえない「多様性」や「個別性」、または「先駆性」や「市民性」を特色とする役割を果たすことができると考えられる。今後、行政、企業、市民の各セクターの特性や役割を明確にするとともに、セクター間の効果的な協働がどのように図れるかということが大きな課題となっている。

(P 39 図 1 ・ P 40 表 1 参照)

3. 行政による市民活動支援の施策の活発化

近年、特に阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動を含む市民活動の推進が全国的に行政施策の大きな課題として取り上げられるようになり、震災時の拠点やボランティア活動の総合窓口の検討などが叫ばれるようになった。国においては、『市民活動促進法』の検討や公務員のボランティア休暇の導入などが行われるようになり、東京都においては16部局69事業もの多様なボランティア活動推進施策が行われている。行政のボランティア活動推進の形には、各種市民団体に対して補助金、助成金といった形で直接支援するものと、ボランティアセンターや活動拠点の整備等を通じて間接的に支援するもの、法人格の付与や税制の見直しなど、各種市民団体等が活動しやすい法的な社会基盤を整備することなどが挙げられる。これまでの市民活動はとかく行政の補完と見なされる傾向があったが、今後は行政セクターが市民活動を1つの社会的な役割を持つセクターとして認め、対等な関係の中で、市民活動が成長していくための様々な施策や基盤整備を進めていくことが求められている。

A stylized illustration of a tree with a thick, dark trunk and large, light-colored, rounded leaves. At the bottom right, there is a dark, spiky plant. The background is a light, textured cream color.

Ⅱ. 市民活動の役割と 発展に向けての課題

Ⅱ. 市民活動の役割と発展に向けての課題

1. 市民活動の個人的および社会的な意義

経済の発展は、一定の物質的豊かさを日本社会にもたらし、生活が豊かになるとともに、日本は世界でもトップクラスの長寿国となった。しかし、一方で、学歴社会や画一的な教育、仕事中心の生活の弊害（長時間労働や遠距離通勤、家庭やコミュニティとの隔絶など）、男性中心の社会システムの弊害（男女平等や女性の社会参画の不足）といった人間らしい社会の実現という視点からは、相反する結果となっている。そういった状況の中で市民は「人生をいかに生きるか」、「平和で健康的・文化的な暮らしをいかにつくっていくか」「地域社会との関わりをどう持つか」ということの模索をするようになった。

こうした背景を持ちながら、ボランティア活動を含む市民活動は、市民個人にとっては、個々人の夢や課題、問題意識など多様な思いを実現する一つの生き方として、または、職場（学校）や家庭以外の第3の場での活動として位置づけられるようになった。市民が主体的に、地域社会における様々な社会的な課題に取り組むことによって、肩書にとらわれない人間関係（ヨコ型のネットワーク）を形成し、自己実現や人間的な成長を図る場として、市民活動は認められるようになってきている。

また、市民活動は、社会において、「①先駆的な役割（行政や企業に先んじた活動を柔軟に展開することが可能）、②多元的な価値を確保する役割（政府や企業の論理にも拘束されない、独自の価値観を達成することにより、多様な価値観の併存を可能とする）③既存社会に対する批判者としての役割（行政、企業とは行動原理を異にする民間非営利部門は、第三の立場から、既存の社会に対する監視機能を果たし得る）」（『第14次国民生活審議会総合政策部会報告－個人の自立と社会参加 94年11月』より）などの役割を果たすことが指摘されており、新たな社会づくりを目指すもう一つの主体（第3セクター）としての役割が期待されている。

2. 日本における市民活動の発展に向けての課題

今日、市民活動が地球規模で活発になり、その役割の重要性が叫ばれるようになったが、日本社会においては、まだ十分に確立されたものではなく、今後、市民活動が発展していくには、実に様々な課題を抱えている。その課題としては、以下のような市民活動を取り巻く社会的な問題と市民活動団体自体が抱える問題がある。

1) 市民活動を取り囲む外的状況

市民活動は、市民の主体的で自由な活動であるが、市民の意識や社会構造、法的な整備など外的な諸条件が活動の内容や発展に影響する。その外的な状況とは以下の通りである。

① 活動の位置づけの不明確さ

イ. ボランティア活動や非営利活動についての共通理解がないまま、その支援施策が論議

されている。また、一般市民や活動者にとっても、様々な用語が氾濫し、共通の認識がないままに、用語を使っている状況がある。

ロ. 阪神・淡路大震災以降、ボランティア活動や非営利活動に対する社会的認知は高まってきたが、まだ、ボランティア活動や非営利活動が市民たちによる主体的・自主的な活動として重要であることの社会的認知は低い。

ハ. 行政（公的セクター）、企業（営利セクター）と同等に、ボランティア活動や非営利の活動が「非営利セクター（市民セクター）」として市民社会の中に位置づけることが困難な状況にある。

ニ. 生活ニーズの解決を‘イエ（家族主義）’や‘ムラ社会’といった閉鎖的な日本的社會構造の中で、家族、近隣、友人等のインフォーマル・セクターに押しつける傾向があったため、その影響が現在も色濃く残っている。

ホ. 「社会活動への市民参加」や「ボランティア活動・非営利活動と行政との協働」が積極的にうたわれているが、現在、それは社会活動の実行段階での参加・協働にとどまっており、計画段階では、地域社会で力を持っている組織や大きな団体の役職にある人の声が大きく反映されがちである。また、公的事業や活動の評価段階への市民参加はほとんどない状況にある。市民参加は計画から実行、評価までのすべての段階からの活動に関わることが肝要であり、その参加のあり方もボランティアや非営利団体の声が反映されるように工夫する必要がある。

② 幅広い視野と地域社会に立脚した活動の不足

ボランティア活動や非営利活動は、たとえそれが広域あるいは国際的な活動であっても、その活動が広く社会に浸透していくためには、身近かな地域社会に働きかけ、多くの市民が活動を理解し、支持していくことが必要不可欠である（Think Globally, Act Locally）。しかし、地域社会との関係が希薄な団体やグループも多く、逆に地域密着型活動は、「地球市民」としての幅広い視野を持てない面もあり、市民の幅広い支持が得られていない。

③ 広義の福祉についての理解不足

「福祉」には狭義と広義があり、前者はいわゆる高齢者、障害者、子ども、女性等を対象とした人権や生活権の保障であり、後者は全ての人のより良い生き方（Well Being）を保障していくことであるため、環境保護、国際協力、文化・芸術、教育等の諸活動も当然含まれてくる。（※P16 参照）現在、ボランティア活動や非営利活動がこの狭義の福祉の枠の中だけで止まっていたり、あるいは、全ての活動の基本理念となる「人権や生活権の保障」を見失いながら、その活動分野や領域あるいは参加者だけが拡大していく傾向もある。ボランティア活動や非営利の活動を進めていく上では、この狭義の福祉の理念を基本に持ちつつ、広義の福祉を目指していくことが極めて重要である。

④ ネットワークの不足

ボランティアグループや非営利団体は、目的に応じたネットワークを組むことによって、

1 団体では不可能なことも実現できるようになる。例えば、災害時においても既存のネットワークや新たに柔軟なネットワークをつくることによって大きな力を発揮することが可能となった。しかし、現状は各団体がネットワークを組まず、個々に活動することも多く、日常の活動の中で、多様な団体とのネットワークを形成することが必要になっている。

⑤ 行政の理解や支援策の不足

行政主導の上位下達発想の中で、ボランティア活動や非営利の活動が、行政補完の‘マンプワー’として位置づけられる傾向がない訳ではない。ボランティア活動や非営利の活動が力量をつけ、その活動を土台として様々な活動に参加しながら、その意見や提案を政策に反映させていくといった参加型のボトムアップの仕組みが未だ、十分に成熟していない。また、縦割り行政の中で、ボランティア活動や非営利活動に関する施策が各省庁や各部局ごと、バラバラに行われており、多分野にわたる活動や自治体を越える活動についての支援が十分に行われていない。

⑥ 企業の理解や協働の不足

企業の社会貢献活動や社員のボランティア活動が活発化してきたが、ボランティア活動や非営利活動への理解は必ずしもまだ十分であると言えない。また、社会貢献活動等を通して、ボランティア活動や非営利活動への支援や協働も不十分である。一方、ボランティアグループや非営利団体から、企業へのアプローチも不足しており、企業が持つ人的・物的・経済的支援を十分にその活動の中に取り込めていない。

⑦ 社会的な支援基盤の未整備

イ、ボランティアグループや非営利団体は、既存の法人制度が現在の多様な市民活動の実態に合わないため、多くの市民活動団体は既存の法人格を取得することが非常に困難であり、団体としての様々な契約や財産の相続が出来ない。また、そのことによって社会的認知が得られにくい現状にある。

ロ、ボランティア活動や非営利活動に対して、税制優遇措置制度がないため、一般市民からの寄付等のインセンティブが低く、組織として財源を確保することが困難である。

ハ、欧米に比べ、民間助成団体は規模が小さく、助成内容も事業面中心の一時的なものが多く、人件費助成や継続的な支援をしている団体は、ごく少数しかない。

ニ、ボランティアグループや非営利団体を支援するボランティア活動推進団体や各種情報センターが増加してきているが、基盤が弱い所が多く、専門的な支援や十分な支援体制を確保できないでいる。

ホ、活動に必要な拠点や施設が不足している。活動を進めていく上で必要な会合の場所や調理施設などは公的な施設を利用するが多いが、利用上の各種制約があり、必ずしも十分とは言えない。また、活動拠点についても、財源等の問題から確保することが困難な状況にある。

2) 市民活動の内的課題

市民活動は、その活動目的によって、その形態や運営方法も異なるが、その社会的な役割を果たし、専門的な事業を展開していく上で、以下のような組織としての共通課題を抱えている。

① 人材の不足

ボランティアグループや非営利団体が活動を発展させていくためには、活動を推進していくための多様な人材の確保が必要となる。市民活動の基本的な財産は「人」であり、人材確保が活動発展のキーとなる。しかし、今日の日本社会は、圧倒的に企業や行政セクターに人的資源が偏っており、ボランティアグループや非営利団体は、多様な人材確保が難しい状況にある。また、スタッフの定着が図られず、団体の力量の向上が困難な状況にある。

② 財源の不足

ボランティアグループや非営利団体が活動を発展させていくためには、活動費として用いられる一定の財源確保が課題となる。例えば、経常経費として、活動拠点の家賃、電話代、水道光熱費等がかかり、更に活動を中心に進めていくスタッフを雇う場合は、人件費の確保も必要になってくる。しかし、ボランティアグループや非営利団体は、自己財源を確保していくノウハウの蓄積が乏しく、市民や、企業へのアプローチが不足している。また、財源を特定の団体や行政をはじめとする公的な機関に頼ることが多く、財源の硬直化や主体的な事業運営が課題となっている。

③ 組織のマネージメント力の不足

ボランティアグループや非営利団体が各々の活動目的に向け、人材や資金、情報等を有効な形で動員し、目的の実現を図らなければならない。しかし、ボランティアグループや非営利団体は、「組織」として確立していない場合が多く、以下のような課題を抱えている。

- イ. ボランティアや会員がそれぞれの能力や意欲を活かし、継続的な活動を図っていくための働きかけが弱い。
- ロ. 専門性のある人材を確保したり、ボランティアや会員が資質を向上させていくための取り組みが弱い。また、リーダー層の育成も不十分である。
- ハ. 社会への情報発信等の働きかけが弱く、市民等が気軽に団体にかかわれるプログラムの開発、新規のボランティアや会員の開拓が十分にできていない。
- ニ. 活動が場当たりの場合も多く、社会や市民のニーズを客観的に把握し、計画性をもった事業展開が図られていない。また、組織の長期的な目標の確立が弱い。
- ホ. 活動実践を市民や社会に広く情報公開し、自らの活動を客観的に評価し、活動の見直しを絶えず行うことが少ない。

A stylized illustration of a tree with a thick, dark grey trunk and branches. The leaves are represented by light grey, cloud-like shapes. At the bottom right, there are several dark, pointed shapes resembling grass or small leaves.

Ⅲ. 東京ボランティア・センターの 現 状 と 課 題

Ⅲ. 東京ボランティア・センターの現状と課題

本章では、東京ボランティア・センターの現状について、その理念・目的や機能・各種事業、それらを支える体制等について概観し、その課題整理を試みた。

1. 東京ボランティア・センターの理念・目的

現 状

1) ボランティア活動の理念とセンターの目的

東京ボランティア・センターの設置目的は、1984年3月に東京ボランティア・センター運営委員会（仲村優一運営委員長）がその運営母体である東社協会長あてに提出した意見具申「東京ボランティア・センターの今後を考える」の中で、「ボランティア活動は、人間ひとりひとりが、かけがえのない存在であり、自主独立の存在として自他に対して責任を負うべきものとする人間尊重と民主社会の実現を基本理念として行われている。すなわち、ボランティア精神はこの理念に基づき、自らの手で、今日の高齢化社会のもつ課題、あるいは、障害者のノーマライゼーションの課題への対応を通して高揚していくことが必要である。東京ボランティア・センターは以上の基本的理念の実現を目指して、都内における関係機関・団体との緊密な連携のもとに、全都的なボランティア活動の推進を図ることをその目的としている」と明記している。

2) ボランティア活動の3原則

さらに、1987年の「今日的状況下でのボランティア活動に関する基本問題研究委員会」（仲村優一委員長）の報告書において、従来から言われているボランティア活動の3原則を次のように定義した。

「第一の原則は、自主性あるいは主体性の原則である。ボランティア活動は個人の自由意思に基づいてなされる自主性あるいは主体性に貫かれた活動であって、他の人に強制されたり、義務として押しつけられたりして行うものではなく、主体性・内発的契機に導かれ、自主的な活動として行われるものである。

第二の原則は、社会性・連帯性の原則である。命の尊さを何よりも大切なものと考え、ともに人間らしく生きる、ともにそれを守りあう社会性・連帯性に基づく活動であるとする考え方である。この原則は、「下のものが上の者に仕える」「持てる者が持てないものに…」ということではなく、「人と人がともに生きる」ということを意味する。障害のある人や、高齢者など、様々な社会的ハンディキャップをもつ人とともに生き、育ち合い、活かされ合う、地域社会を築くことを目標とする原則である。その背景にはノーマライゼーションの思想が横たわっている。

第三の原則は、無給性・無償性の原則である。ボランティア活動は一般に金銭による対価を得るのではなく、無償の活動であるとする原則である。ボランティア活動への参加を通して、金銭ではない精神的報酬のみを得るものであって、金銭の報酬を期待して行う活動ではないとする考え方である。

3) 第4の原則「先駆性・開拓性・創造性」

以上の3原則に、この基本問題検討委員会では、第4の原則「先駆性・開拓性・創造性」を加えて、以下のように説明した。

「ボランティア活動を通して、さらに拓かれた視点から、行政に対して、施策や制度の不備や改善点を利用者の立場で代弁したり、他の行政施策への橋渡しをする役割も付加していく必要がある。もちろん、それは、ひとりよがりの独善的、観念的な個人レベルの活動ではなく、市民の地道な社会活動としてのボランティア活動を通して、より豊かな福祉社会の創造を目指すソーシャル・アクション、コミュニティ形成運動に連なるものでなければならない」

東京ボランティア・センターは上記のような理念をもとに、区市町村や広域のボランティア活動推進団体との協力関係を築きながら、ボランティア活動の推進に努めてきた。

課 題

1) 「広義の福祉」に基づく、ボランティア活動推進の充実

東京ボランティア・センターでは、特定の分野や領域のボランティア活動を支援するのではなく、市民一人ひとりのニーズに合った多様な活動を支援している。つまり、高齢者や障害者、子どものためのいわゆる「狭義の福祉」のボランティア活動のみでなく、どのような状況にある人でも市民一人ひとりがよりよい生き方(Well-Being)を目指す「広義の福祉」(*)の視点に基づき、医療・保健、国際協力、環境保護、教育、芸術・文化、スポーツ、レクリエーション、消費者活動、人権、平和活動など、生活のあらゆる場面にかかわるボランティア活動を視野に入れている。

これまで整理されてきたボランティア活動の理念に基づき、さらにボランティア活動を推進していくためには、今後もさらに多様な領域でのボランティア活動の状況を把握しながら、ボランティア活動の多面的な理解とその支援を強化していくことが求められている。

(※)「福祉」のとらえ方には、「狭義の福祉」と「広義の福祉」がある。例えば、イギリスのT. H. マーシャルによる『社会(福祉)政策-二十世紀における-』(1981. 6/訳者: 岡田藤太郎/発行: 相川書房)や人と環境の相互作用という生態学的視点から福祉をとらえるものとして、アメリカのカレル・B・ジャーメインによる『エコロジカル・ソーシャルワーク』(1992. 4/編訳著: 小島蓉子/発行: 学苑社)などがある。

2) 多様な市民活動の支援

現在の社会には様々な課題があり、市民の多様なニーズに対して、行政と企業の2つのセクターだけでは十分に対応できない状況が起きている。このような状況に対して、市民たちが自らの積極的な参加により、よりよい社会や暮らしを築いていこうという多様な取り組みが行われている。こうした市民活動の中には、「無償性」を原則とするボランティア活動だけでなく、海外協力を行うNGOや有償の在宅福祉サービスを行う市民活動団体など、「非営利性」に基づく多様な活動形態が生まれつつある。しかし、多くの市民活動団体は、その社会的な役割の重要性に比して、その活動に必要な拠点、人材、財源等に多くの課題を抱えているのが現状であり、こうした多様な市民活動団体を支援しながら、市民セクター全体を強化していくことが課題となっている。

2. 東京ボランティア・センターの支援対象

現 状

1) 市民（ボランティア活動に関心を持つ市民を含む）および団体への働きかけ

東京ボランティア・センターは、市民個人がボランティア活動に参加するために、地域や活動分野を越えた情報提供や相談、啓発活動等を行っている。従来、ボランティア活動の主な担い手は主婦や学生層であったが、近年、社会人（勤労者）、シニアなどのボランティア活動への関心も高くなってきているため、東京ボランティア・センターでは、各年齢層別の事業も展開してきている。こうしたあらゆる年代層への働きかけには、それぞれが属する各種団体（例えば、学校や企業など）への働きかけも必要となるため、様々な形で各種団体との関わりを持つようにしている。

2) ボランティアを必要とする個人および団体への支援

ボランティアを必要とする個人および団体（公共施設や市民団体等）からの相談に対しては、その相談内容を受け止め、各区市町村のボランティア・センターや広域のボランティア活動推進団体、あるいは、最も適切な関係団体や社会資源に繋げるようにしている。また、広域におけるボランティアの募集については、機関紙やパソコン通信による情報提供やセンター掲示板での募集チラシの掲示、都内のボランティア活動推進団体へのチラシの郵送等で協力している。

3) ボランティア活動をしている個人・団体への支援

東京ボランティア・センターでは、既にボランティア活動に参加している市民やボランティア・グループ等に対して、活動上の様々な課題を解決し、さらにその活動が発展できるように、情報提供や各種相談、研修会や交流会等の開催、広報や講師派遣の協力、会場・機材の提供等の支援を行っている。

4) ボランティア活動推進団体（ボランティアセンターや各種情報センター等）への支援

都内には様々なボランティア活動推進団体があるため、東京ボランティア・センターは各地域のボランティア・センターや広域のボランティア活動推進団体との役割分担や協力関係の中で、ボランティア活動への多角的な支援を行っている。こうした各種のボランティア・センターに対しては、情報提供や相談、事業の共催、連絡会の開催、ボランティア・コーディネーターの研修等を通して、各推進団体がより充実できるように支援を行っている。

課 題

1) 市民のボランティア活動への参加促進

現在、ボランティア活動への社会的な関心は高まりつつあり、様々な調査によると、市民の大半がボランティア活動に関心を持ちながらも、実際の参加の割合は低いという結果が見られる。

そして、その理由は「きっかけがない」「情報がない」「自分に合う活動がない」等となっている。今後、東京ボランティア・センターは関心はあるが活動に繋がっていない、あるいは、どのように始めたらよいかわからない等の漠然とした思いを抱える市民に対するアプローチをさらに進めていくことが必要である。

そのためには、関係団体との連携によるボランティア情報の提供やマスコミ等を利用した広報活動の展開、そして、それぞれの参加者の持つ特性にあったボランティア活動プログラムの開発・実施等が求められている。

2) ボランティア活動者・市民活動団体への支援強化

東京ボランティア・センターでは、ボランティア活動に参加している市民やボランティア・グループ、市民団体等に対して、広報への協力、会場・機材の提供をはじめ、情報提供や各種相談、各種研修会等の支援を行っている。また、点訳、音訳、食事サービス、日本語等の活動分野ごとに形成されている都レベルでの連絡会の運営を支援したり、異分野間でボランティア同士が交流・研究集会を開催するための支援を行っている。しかし、個々の団体は「活動資金がない」「新しいメンバーが集まらない」「活動場所や拠点がない」「活動がマンネリ化している」等の課題を抱えており、活動内容の充実、発展や組織運営についての課題を解決できるような支援方策の検討が求められている。

3) ボランティア活動推進団体との連携および支援強化

ボランティア活動の推進については、区市町村のボランティア・センターや広域のボランティア活動推進団体との連携が必要不可欠であり、特に、ボランティア活動が市民生活に浸透していくためには、区市町村のボランティア・センターの役割が非常に重要である。しかし、現在、区市町村のボランティア・センターは、職員体制や施設の整備が不十分なため、市民の多様なニーズに応えたボランティア活動の推進を十分に行うことが難しい状況にある。よって、東京ボランティア・センターは、今まで以上に、各ボランティア・センターの整備状況や地域性に応じた支援を充実させて、それぞれの地域の特性を生かした豊かな活動が展開しうるようネットワークをはかっていくことが求められている。

4) 行政セクター・企業セクターとの協働の促進

東京ボランティア・センターは、市民の立場に立ったボランティア活動や市民活動を推進しているが、市民活動がより発展していくためには、「企業」や「行政」等の協力を得ることが重要である。

個々のボランティア・グループや市民活動団体は、これまで企業や行政に直接協力を求めたり、協働して事業を行うことが少なく、行政や企業へのアプローチが乏しい。また、一方で企業や行政は、社会貢献活動や各種ボランティア活動推進していくために、様々なボランティアや市民活動団体をパートナーとして捜しており、東京ボランティア・センターには、ボランティアや市民活動団体と行政や企業との交流の場の設定や橋渡しの役割が求められている。

3. 東京ボランティア・センターの基本的機能

現 状

東京ボランティア・センターは、都内のボランティア活動を推進していくために、前述のような様々な市民や団体を対象として、次のような支援機能に基づく多様な事業を展開している。(詳細はP53～P59を参照)

1) 情報収集・提供機能

東京ボランティア・センターでは、一般市民やボランティア活動関係者・団体に対して広報紙、パソコン、マスコミ等のメディアを利用し、多様な分野のボランティア活動についての情報を提供している。

2) 相談・コンサルティング機能

東京ボランティア・センターには、電話、来所等で様々な相談が寄せられ、それぞれに必要な情報を提供している。相談の内容によっては、区市町村のボランティア・センターや関係の団体等に繋げている。

3) 調査・研究機能

東京ボランティア・センターでは、ボランティア活動をより発展させるために、ボランティア活動に関する様々な課題を調査したり、新しい社会のニーズや動きへの対応を研究している。

4) 研修・訓練機能

東京ボランティア・センターでは、都内のボランティア活動推進団体や企業の社会貢献担当、公共施設、市民活動団体のボランティア・コーディネーターを対象とした研修や研究協議会を開催している。また、東社協ボランティア団体連絡協議会との連携によるボランティア・リーダー研修も実施している。

5) 普及・啓発機能

より多くの市民たちにボランティア活動への関心を持ってもらうため、啓発イベント、入門講座、体験学習等を年間を通して実施している。

6) 連絡調整・ネットワーク機能

広域のセンターとして、各種ボランティア活動推進団体の協議の場を設け、また、東京都レベルでのボランティア・グループの連絡会を支援している。

7) その他

以上のような支援機能の他に、ボランティア活動を支援するために、会場や機材の貸し出し、ボランティア基金による活動助成、ボランティア保険の掛け金への助成、区市町村のボランティ

ア・センターの基盤強化等を行っている。

課 題

東京ボランティア・センターが持つ上記のような各種支援機能については、市民の関心の高まりや支援対象となる各種団体の増加等により、それぞれを強化していく必要がある。

- 1) 情報の収集・提供については、ボランティア活動の分野や地域を越えた幅広い情報をさらに集め、それを利用者のニーズにあわせた形で提供することが強く求められている。また、情報を都内外で共有化し、パソコン等を利用した情報のネットワークシステムを構築していく必要がある。
- 2) 相談については、多様な相談内容に応じられる体制を図るとともに、各団体での研修会の企画への支援や広域的なコーディネート等のコンサルタント機能も求められている。
- 3) 調査・研究については、ボランティア活動に関する実態の把握や活動上の課題の検討をはじめ、新しい社会的な課題に対しても積極的に取り組んでいく必要がある。
- 4) 研修・訓練機能については、ボランティア・コーディネーターの研修やボランティア活動者向けの研修等の充実を図るとともに、ボランティア活動者や市民活動団体がその活動を発展させ、組織を強化していくような研修を実施することが求められている。
- 5) 普及・啓発機能については、広く市民に対してボランティア活動や市民活動のあり方やその社会的役割、また、ボランティア活動に参加していないが、ボランティア活動に関心をむけている人々に対しても啓発活動を行う必要がある。あわせて、ボランティア活動推進団体の役割・機能についても伝えていく必要がある。
- 6) 連絡調整・ネットワーク機能としては、形骸化した関係とならないよう、新しい社会の課題に対応する形で、地域や分野、世代を越えたネットワークを築いていくことが必要である。

そして、今後検討すべき機能としては、①広く社会に対して、ボランティア活動の理解を促進し、ボランティア活動に係わる諸問題について、社会や関係者に広く啓発活動を行ったり提言・提案していく機能、②新しい課題に則したボランティア活動を開発し、実験していく機能、③災害時のネットワークの拠点としての機能等が考えられる。

4. 東京ボランティア・センターの各種推進事業

現 状

東京ボランティア・センターの事業は、前述の各種機能に基づいた事業の他に、支援対象別の各種推進事業を区市町村のボランティア・センターと協力しながら進めている。

(詳細はP59～P63を参照)

1) 児童・生徒のボランティア活動普及事業

都内の小学校・中学校・高校を「協力校」として指定し、学校と地域社会との連携の中で、ボランティア活動を推進している。(95年度末では都内の公私立小中高等学校は約3割を指定)

2) 青年ボランティア活動推進事業

概ね15歳～30歳の青年層を対象とし、体験学習の実施やつどいの開催、啓発資料の作成等を行っている。

3) 企業等ボランティア活動推進事業

ボランティア活動あるいは社会貢献事業に取り組む企業および労働組合への支援と勤労者のボランティア活動への参加を支援するため、各種入門講座やセミナーの開催、調査・研究、啓発資料の作成等を行っている。

4) シニアボランティア活動推進事業

中高齢者がその豊かな経験や能力を活かしながら、積極的に社会に参加していくことを目的とし、各種講座や関係者の研究協議会の開催、調査・研究、啓発資料の作成等を実施している。

課 題

東京ボランティア・センターでは各世代を対象とした推進事業を展開しているが、従来からのボランティア活動の主な担い手である主婦や大学生たちが進めているボランティア・プログラムには新しい参加者層である社会人、シニアが参加しにくい状況にある。今後、東京ボランティア・センターは様々な関係者・団体との連携を強めながら、各参加者の関心や経験、技術、知識を生かした多様なボランティア・プログラムを開発し、その普及を図っていく必要がある。

そして、前述の機能別事業と対象別事業の双方の有機的な連携を図りながら、効果的な事業展開を進めていくことが重要である。

5. 東京ボランティア・センターの設置・運営

現 状

東京ボランティア・センターは1973年に東京都が「東京都ボランティア・コーナー」として設置したことに始まり、1981年に、都内の社会福祉協議会等と連携を図りながら、独自にボランティア活動の推進に取り組んできた社会福祉法人東京都社会福祉協議会（以下、東社協）に運営が委託され「東京ボランティア・センター」という名称に変更した。そして、1995年度より東京都の委託事業から補助事業へと変更し、東社協の本来事業として運営している。

東京ボランティア・センターの運営については、学識経験者、ボランティア、ボランティア活動推進団体関係者、地域組織団体関係者、ボランティア活動援助団体関係者、社会福祉施設関係者、民生委員・児童委員、教育関係者、企業関係者、市民団体関係者、東京都職員、東社協役職委員等からなる運営委員会を設置し、東京ボランティア・センターの事業運営について審議している。

現在、東京ボランティア・センター事業は都の補助事業となり、東社協事業の一部門として位置づけられており、最終的意思決定は東社協の理事会・評議員会で行う形となっているが、実際には、東京ボランティア・センターの運営委員会で審議されたものを、東社協理事会・評議員会が尊重する形で事業の運営をしてきている。

そして、東社協が東京ボランティア・センターの事業を担うことにより、都内の区市町村の社協が運営するボランティアセンターとの強い連携を築くことが可能となり、東京都全体として事業を推進する上での大きな利点となっている。また、社協以外の多様なボランティア活動推進団体とも連携し、きめ細やかな対応につとめている。

課 題

東京ボランティア・センターの事業は、1981年度から1994年度まで東京都の委託事業を東社協が受ける形で事業の運営を行ってきた。そして、東京都（行政）主導の運営ではなく、ボランティアや関係者の意見を反映する仕組みとして、設立当初からセンター運営委員会を設置し、今日まで運営委員会が東京ボランティア・センターの事業や運営を審議してきている。

今後の課題としては、センター運営へより多くの市民がどのように関わられるか、意見を反映させる仕組みをどのように作れるかが課題であり、センターの運営や事業の透明性の確保や市民の参加の機会の拡大など、より市民主体の運営を目指していく必要がある。

6. 東京ボランティア・センターの職員体制

現 状

東京ボランティア・センターの職員は東社協の職員であり、現在、所長（非常勤）1名、副所長（常勤）1名、主任（常勤）2名、主事（常勤）6名、専門員（非常勤）9名の合計19名となっている。東京ボランティア・センターの民間性を確保するため、特に、所長は学識経験者である民間人を登用している。また、多様な事業に取り組む必要性から、学識経験者等による事業ごとの専門員（非常勤）を配置している。

課 題

東京ボランティア・センターの職員には、多様な団体や市民との関わりの中で、豊富な情報、幅広い人的ネットワーク、新しいプログラムの企画力等、様々な力量が求められている。現在、東京ボランティア・センターの職員は東社協の職員として採用されており、必ずしもセンター専任ではないが、学識経験者を含む専門員との協働の中で事業を遂行している。また、事業ごとに推進委員会などを設け、多方面にわたる関係者とともに事業づくりを行っている。しかし、今後より多様な領域や課題を扱うことが予想されることから、職員の専門性（意識、知識、技術）の向上が求められており、そのためには職員の研修機会の確保や企業や各種民間団体等との人事交流などの検討も考えられるであろう。

また、これまで述べてきたように、東京ボランティア・センターの事業に対するその社会的な期待は大きく、それに応えられるような職員体制の検討や確保が急務である。

7. 東京ボランティア・センターの設置場所・開所時間

現 状

○ 設置場所・設備

東京ボランティア・センターは、現在、新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ（東京都飯田橋庁舎）の7階に位置している。現在の場所は、非常に立地条件がよく、ＪＲおよび地下鉄東西線・有楽町線・南北線の4線が入り、「飯田橋駅」から徒歩1～2分の所にあるため、多くの市民や各種団体が利用している。また、ＪＲ飯田橋駅からは階段を使わずにアクセス出来ることや、障害を持っている人も利用しやすいエレベーターやトイレなどを整備していることから、一般の利用者だけでなく障害を持つ人や高齢者の方々も利用しやすい施設となっている。また、相談での来所以外にも、会議室や印刷機等の利用も非常に多い。

○ 開所時間

現状の開所時間は、月曜日から金曜日までは、午前9時から午後8時まで、土曜日は午後5時までとなっている（日曜日、祝日、年末年始は閉所）。

課 題

現在のセンターの設置場所および設備については、非常によい条件であるが、問題はスペースが狭いことである。会議室は学習室（40名定員）と録音室（12名定員）の2部屋しかなく、大きな会議やシンポジウムを行う時は、他の団体の会議室等を利用しているのが現状である。また、防音設備の整っていない部屋での印刷機や点字プリンター等の機材の頻繁な利用は、事務局への騒音が激しく、電話対応等の業務に支障をきたしている。この他に、プライバシーが守られる相談室、備品や書類を保管する倉庫、市民団体用の郵便受けやロッカー、貸し出し用のパソコン・ワープロ等の設置、事務局スペースの拡大も必要となってきた。

開所時間については、社会人等への配慮からも夜間時間の延長や日曜日の開所等の検討が必要である。現在、職員は現員のまま土曜日と月曜日をローテーションで勤務していることにより、土曜日の開所を可能としているが、その一方で、月・土曜日両日は職員体制が極めて薄くなっており、出張等に支障がでることもある。また、夜間は会場管理のための非常勤1名で対応していることから、相談体制が確立されておらず、職員体制の検討および確保をした上で開所時間の延長や日曜日の開所にも取り組む必要がある。

8. 東京ボランティア・センターの財源

現 状

東京ボランティア・センターの財源については、その公共性が高いことから、国や東京都からの補助金を中心に運営されている。

課 題

東京ボランティア・センターの安定した運営には、行政からの補助金は不可欠であり、一層の充実が必要である。しかし、センターの独立性や事業の柔軟性、主体性を確立し、より先駆的、開拓的な課題に取り組むためには、独自の財源づくりについても今後積極的に検討していく必要がある。

A stylized illustration of a tree with a thick, dark grey trunk and branches. The leaves are represented by light grey, cloud-like shapes. At the bottom right, there are several dark, pointed shapes resembling grass or small leaves.

Ⅳ．東京ボランティア・センターが
今後目指す方向について

IV. 東京ボランティア・センターが今後目指す方向について

市民活動を取り巻く状況やこれまでの東京ボランティア・センター事業を踏まえ、本章では、東京ボランティア・センターに求められる今後の方向性についてまとめた。

見直しの視点や前提として、①今後のボランティア活動や市民活動の推進にあたっては、それぞれの活動の理念や特性、活動実態を踏まえたものであること、②ボランティア活動、市民活動の主体はあくまで「市民」であり、ボランティア活動推進団体は、市民や団体の自主性・主体性を活かす後方支援の役割であること、③東京ボランティア・センターと市民・団体の関係は、一方的に指導する関係ではなく、信頼関係に基づく対等な関係であること、④事業の運営にあたっては、積極的に情報を公開し、多様な市民や団体の参画や区市町村のボランティアセンター、各種推進団体との連携を重視すること、⑤東京ボランティア・センターのこれまでの事業を通しての情報や人的ネットワークの蓄積を活かすこと、などが重要である。

1. 「市民社会」を目指した市民の多様な活動を支援する

1) 「ボランティア活動」を根幹としながら、多様な「市民活動」を支援する

近年、社会の様々な課題に対して、市民の多様な取り組みが行われるようになり、活動分野も福祉、教育、医療・保健、自然・環境保護、リサイクル、国際交流・海外支援、文化・芸術、スポーツ、レクリエーション、消費生活、女性、人権、平和問題など多岐にわたっている。

東京ボランティア・センターは、これまで、ボランティア活動の特性を4原則〔①自主性・主体性（自分の意思で取り組む）、②社会性・連帯性（社会課題に対する市民相互の連帯や共生）、③無償性・無給性（労働の対価は求めない）（※1）、④創造性・開拓性・先駆性（新しい社会づくりに取り組む）〕として整理し、都内のボランティア活動推進に努めてきている（詳細はP15～P16を参照）。ボランティア活動は、その活動に金銭的・物的報酬を求めない点に一つの特色があるが、今日、「非営利性」（※2）に基づく市民の活動も増え、ボランティア活動とともに、非営利の市民活動が注目されるようになってきている。

その背景には、近年の社会的な変化の中で市民活動の社会的な役割が高まり、市民活動に専門性や事業の継続性・安定性等の側面が求められるようになってきたことがその要因として考えられる。このような非営利性に基づく市民活動は、ボランティア活動とともに、新しい「市民社会」をつくっていく市民の主体的な活動として捉えられる。また、非営利活動の多くは、市民がボランティアとして活動に参加することによって、団体活動が成り立っていることから、東京ボランティア・センターは、ボランティア活動推進を根幹としながら、こうした非営利性に基づく多様な市民活動もさらに積極的に支援していく必要があると考えられる。

（※1）無償性・無給性とは

ボランティア活動は無償、無給が原則であり、労働の対価を期待して行う活動ではない。また、活動にかかる交通費や材料費など実費弁済については、東京ボランティア・センターでは無償の範囲内であるとしている。

（※2）非営利性とは

非営利とは、収益事業をしないということではなく、利益を構成員に分配しないことを意味する。非

営利活動とは、営利を目的としない民間の活動のことを指す。

(参考：『解説・NPO法案～その経緯と争点～』／発行：シーズ)

2) 市民活動に参加する「個人」および「団体」を支援する

東京ボランティア・センターでは、これまで一般市民への啓発やボランティア活動者個人への支援を中心とした各種推進事業を展開をしてきている。その理由は、様々な活動の基本単位は「個人」にあり、グループや組織は、個人の参加によってはじめて成り立つものであるからである。それゆえ、東京ボランティア・センターは今後も一般市民への啓発活動やボランティア活動に参加する人たちへの相談や情報提供、その後のフォローアップ等を一層充実していく必要がある。

また、市民活動の中には、活動の目的によって、数人からなる小グループから、大きな予算規模や組織体制を備え、様々な事業を行う団体へと成長していくものもある。今後、行政や企業中心の日本社会にあって「市民セクター」を形成していくためには、様々な市民活動を行うグループや団体が豊かに活動が推進しうる力量を高めていくことが必要である。

東京ボランティア・センターでは、こうした市民活動団体を個人の活動の延長線上で捉え、「個人」への支援とともに「団体」の成長への支援もさらに積極的に取り組んでいく必要がある。つまり、ボランティア活動者とともに、市民活動団体に対しても①情報、②相談、③調査・研究、④研修・訓練、⑤普及・啓発、⑥連絡調整・ネットワーク、⑦社会提言・提案、⑧開発・実験等の各機能を駆使した支援を展開することが考えられる。

3) 支援対象・範囲の考え方

東京ボランティア・センターは、今後、上記の1)、2)で述べている方向性で、事業の検討を行っていく必要があるが、「市民活動」という概念はかなり幅が広く、その活動のテーマや内容が地域との繋がりを強くもつものもあれば、人権や環境問題など、地域や国内に止まらない広域型の活動もあるため、本センターの支援対象や範囲について考え方の整理が必要である。

東京ボランティア・センターは、営利、宗教、政治活動または暴力を伴う活動などを除き、こうした多様な市民たちの活動に対して、広く開かれたセンター運営を行うとともに、支援対象を前述のボランティア活動の考え方を応用する形で整理し、4原則の中の「無償性・無給性」を「非営利性」に置き換えたものが、東京ボランティア・センターの支援する「市民活動」の定義としていくべきである(※)。つまり、非営利性だけで市民活動を捉えるのではなく、「自主性・主体性」「社会性・連帯性」「創造性・開拓性・先駆性」(P15～P16参照)をも併せ持つ活動かどうかという点で判断すべきではないかということである。これは、支援対象を活動内容で判断しようというものであり、活動しようとする団体の本来の性格や形態で制限するものではない。

また、今後、各地域で発展していくであろう多様な市民活動に対して、どのような支援が出来るのかを東京ボランティア・センターと区市町村のボランティアセンターとが一緒に検討していくことが重要であろう。そして、東京ボランティア・センターは、区市町村での支援状況を見極めながら、都内全域の多様な市民活動の支援を図っていく必要があると考えられる。(P41 図2 参照)

(※) 本委員会での「東京ボランティア・センターが支援する市民活動」の定義

ボランティア活動	市民活動
(4つの原則) ①自発性・主体性 ②社会性・連帯性 ③無償性・無給性 ④創造性・開拓性・先駆性	(4つの原則) ①自発性・主体性 ②社会性・連帯性 ③ <u>非営利性</u> ④創造性・開拓性・先駆性

2. 広域圏のセンターとして、特色のあるサービスを提供する

東京ボランティア・センターは、いわゆる東京都全域を対象地域とし、ボランティア活動を含む多様な市民活動を推進していく団体であり、広域圏（※）のセンターとして、特色のあるサービスを提供していくことが期待されている。

1) 広域性を活かしたサービスの提供

広域性を活かしたサービスとしては、例えば、都内の区市町村域のボランティア活動を含む多様な市民活動に関する情報の共有化と提供や、都内のボランティア・グループを含む市民活動団体が抱える共通課題の把握と支援策の検討の他、他県や諸外国での先進事例や参考となる情報等を関係者に紹介していくことなどが考えられる。また、様々な社会課題に応じた広域的なネットワーク形成の支援や、行政や企業セクターと市民セクター間の交流や協働の促進などのサービスも考えられるであろう。

2) 専門的なサービスの提供

専門的なサービスの提供としては、まず、ボランティア・コーディネーター等の職員に対する研修や活動者のスキルアップなどの人材育成への支援が挙げられるだろう。また、ボランティア活動、市民活動に関するあらゆる相談に応じられるような相談体制の確立や、都内をはじめ全国および世界のボランティア活動・市民活動の動向を的確に把握し、活動プログラムを開発したり、それをわかりやすく活用できるように関係者に伝えていく情報提供も求められている。さらに、今後、増加することが予想されるものとして、市民活動団体のマネージメントや市民活動促進法制定後の法人格等取得等に関する専門的な相談とその支援などが考えられる。

3) 先駆性のある事業の開発

東京ボランティア・センターは、これまで、夏の体験学習やシニアボランティア活動の推進、企業の社会貢献活動の推進、または海外研修の実施など、社会のニーズを踏まえた先駆的な事業を行ってきた。今後も、社会ニーズに即応した事業や区市町村等のボランティア・センターや団体が活用できる、その広域性や専門性を活かしたモデルになる事業に積極的に取り組む必要がある。

(※) ここで言う東京ボランティア・センターの支援エリアとしての「広域圏」とは都内全域を指し、さらに、都内の活動発展のために他県や諸外国の関係団体との連携を図っていくことを意味している。また、「広域型の市民活動」や「広域型のボランティア活動推進団体」と表記している場合の「広域」とは、地方自治体のエリアや分野にとらわれないことを意味している。

3. 市民性・民間性・独自性をさらに進める

東京ボランティア・センターは、ボランティア活動が市民たちの主体的な活動であるため、その支援団体としてのセンターは行政から独立した民間法人である東社協がその運営にあたり、センターの所長は、設立以来、民間人の学識経験者である。また、ボランティアや市民団体、ボランティア活動推進団体、学識経験者、行政、企業の関係者等から構成される運営委員会が設けられ、多様な意見を反映させながら、行政からの独立性を保った運営に努めてきた。今後もこうした独立性を確保し、市民の側に立った事業運営を行っていくためには、センターの運営についてさらなる工夫が必要である。

1) 多様な市民の意見が反映される仕組みづくり

より多くの市民の意見を反映させる仕組みとして、例えば、現在設けられている運営委員会や各推進事業ごとの委員会以外にも、多様な市民が自由に意見を言えるようなヒアリングの場を常設で設けたり、インターネットでホームページを立ち上げ、意見を自由に書き込んでもらう、あるいはセンターにアンケート箱のようなものを置いておくなどの方法も考えられる。そして、センターの事業や運営に関して情報公開を進め、市民や団体が東京ボランティア・センターの事業にどのように関われるのか、どのように意見を反映できるのかなどを明らかにしながら、センターの「公開性」や「透明性」をより高めることが重要であろう。

2) 公的財源の活用と自主財源の確保に向けて

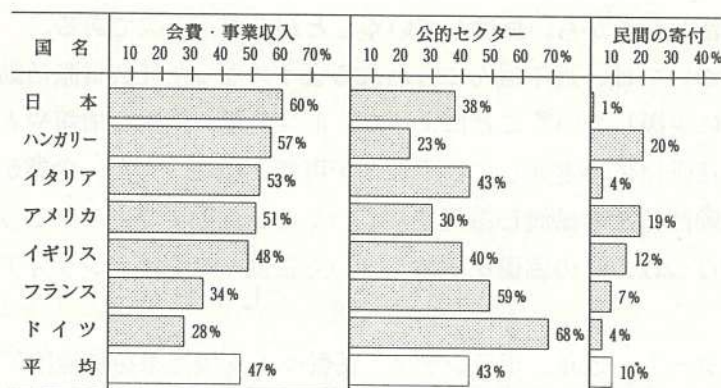
現在、東京ボランティア・センターは、より豊かな「市民社会」を築いていくことを目的として、不特定多数の市民・団体からの多様な相談に応じ、幅広い分野の活動を視野に入れた総合的な事業を実施してきているため、国や東京都からの補助金という公的な財源を中心に事業を運営してきている。そして、今後、多様な市民活動を支援していくためには、さらに行政からの継続的な資金の確保が重要であると考えられる。(※推進体制や財源については、P36～P37を参照されたい。) また、一方で、センター運営の市民性、民間性を高め、実験的・開発的事业を推進していく必要性が高まってきていることから、自主的な財源確保の努力も併せて求められている。

例えば、センターを財政面から支援してくれる「賛助会員」のような仕組みや、目的に応じた民間資金等の活用、出版事業、イベント・研修での参加者負担、講師の派遣、企業向けプログラムのコンサルタントなど、様々な方法を検討する必要がある。

しかし、現在の日本社会においては、民間助成団体の規模が極めて小さいことや、市民活動促進法等や税制面での社会的な仕組みがないため、市民や企業の中に寄付文化が育たず、寄付等が民間団体に集まりにくい構造がある(※)。よって、センターの財源のあり方については、

今後の社会情勢を見極めつつ、「検討委員会」などを設け、具体的に検討していく必要があるだろう。

(※) 国別にみた非営利セクターの収入源



出典：ジョーンズ・ホプキンス大学非営利セクター国際比較プロジェクト
「米国財団視察報告書」(発行：東京商工会議所/96. 12) P13より

3) 運営委員会のあり方の検討

現在の東京ボランティア・センター運営委員会は、ボランティア活動の関係者を中心に構成されており、四半期ごとに、東京ボランティア・センターの事業方針・内容が検討されている。しかし、近年、ボランティア活動を取り巻く状況の変化とともにセンター事業が拡大してきており、運営委員会の時間の多くが事業の報告や説明に割かれる傾向にあり、今後、運営委員会における実質的な審議の進め方について検討が必要である。

また、運営委員会の構成メンバーについても、今後、センターが市民活動を積極的に支援していくために、市民活動の関係者を迎えたり、また、一般都民の声を反映するためには、一部委員を広く一般から募集することなども考えられるであろう。

4) 職員体制の検討

東京ボランティア・センターは、市民性・民間性等を確保するために、所長および職員は法人固有職員であり、これまで行政からの出向職員や退職者の受入れを行っていない。東京ボランティア・センターに求められる事業推進のあり方からすると、今後も行政職員の恒常的なポストや管理職としての出向等は望ましくないと考えられる。

一方で、今後より一層行政セクターとのパートナーシップが求められることから、行政との情報交換を積極的に行うとともに、行政の施策担当者が、センターの運営委員会をはじめとする各種委員会委員として、あるいは、各種事業にボランティアとして関わりながら、ボランティア活動や市民活動の情報を得たり、行政と市民活動の協働のあり方を一緒に考える場を創り出していくことが必要である。

また、企業とのパートナーシップや企業人が持つ様々な技術やネットワークを活かすという観点から、企業からも多様な人材を受入れていくことも検討すべきである。その他、現在でも実施している地域のセンターとの人事交流に加えて、多様な市民活動団体との人事交流も検討していく必要があると考えられる。

4. 市民セクターと企業セクター・行政セクターとの協働を促進する

東京ボランティア・センターは、多様な市民活動を行う個人および団体（市民セクター）を支援しているが、様々な社会的な問題を解決していくためには、行政、企業、市民セクターが、それぞれの特性を活かしながら、協働していくことが必要不可欠である。

企業セクターについては、近年盛んに行われるようになった社会貢献活動や社員のボランティア活動を積極的に支援していくことによって、企業の持つ様々な情報や人材、施設、資金等を地域社会や市民活動団体に還元していくことが可能となる。また、企業が設立している民間助成団体と市民活動団体との橋渡しを促進していくことも重要である。こうした企業の持つ力と市民活動とを結びつけ、その協働を支援していく役割が東京ボランティア・センターに求められている。

一方、行政セクターも、近年、ボランティア活動への支援施策を積極的に推進してきており、市民活動への資金的・物的支援、あるいは市民活動の特性を活かした事業委託が進められている。また、公務員のボランティア活動への参加促進や、病院や保健所、社会教育施設などに代表される公共施設におけるボランティアの受入れ、郵便局におけるボランティアコーナー設置などの新しい動きがあり、様々な市民や市民活動団体との協働が必要となってきた。こうした行政の動きに対して、東京ボランティア・センターは、ボランティア活動や市民活動についての理解を深める機会を積極的に用意しながら、市民活動の独立性や特性を尊重した上での協働を支援していくことが期待されている。（P42 図3 参照）

5. 区市町村および広域のボランティア活動推進団体等との連携を強化する

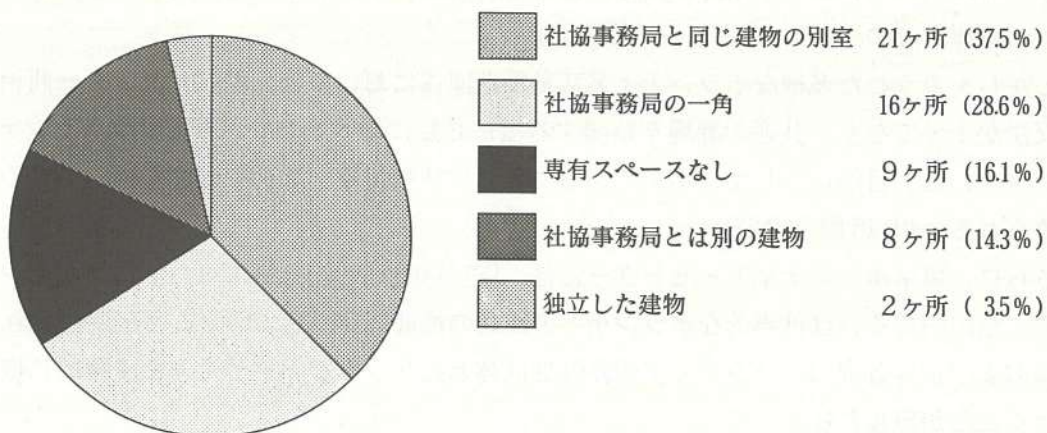
1) 区市町村ボランティアセンターの基盤強化への支援と連携

東京都におけるボランティア活動の推進は、その人口の集中や地域性の多様さからも、全地域にある区市町村社会福祉協議会のボランティアセンターをはじめとする各種ボランティア活動推進団体とのネットワークを活かしながら進めていくことが必要不可欠である。現在、各地域のボランティア・コーディネートやボランティア活動への支援については、区市町村のボランティア・センターが中心となっていて行っているが、ボランティアセンターの職員の配置やセンターの施設整備などの基盤整備状況が異なるため（※）、地域によっては市民の多様なニーズに十分に応えたボランティア活動推進を行えない状況にある。また、特にボランティアセンターの職員には、専門性・責任性・継続性等が求められ、専任である常勤職員の複数配置が大きな課題となっている。

今後、東京ボランティア・センターは、各センターの基盤整備や地域特性に応じた支援の仕方を工夫しながら、地域のボランティアセンターとの連携の中で、東京におけるボランティア活動を含む市民活動を推進していく必要がある。そのためには、地域のセンターとの情報交換、共催事業の実施、職員の人事交流などを更に積極的に進めていくことなど、具体的な支援や連携の方策を検討していく必要があるだろう。また、基盤整備事業やモデル事業の実施など、東京都や区市町村行政とのパートナーシップのもとで、各センターの基盤強化を図っていくことが重要である。（P43 図4 参照）

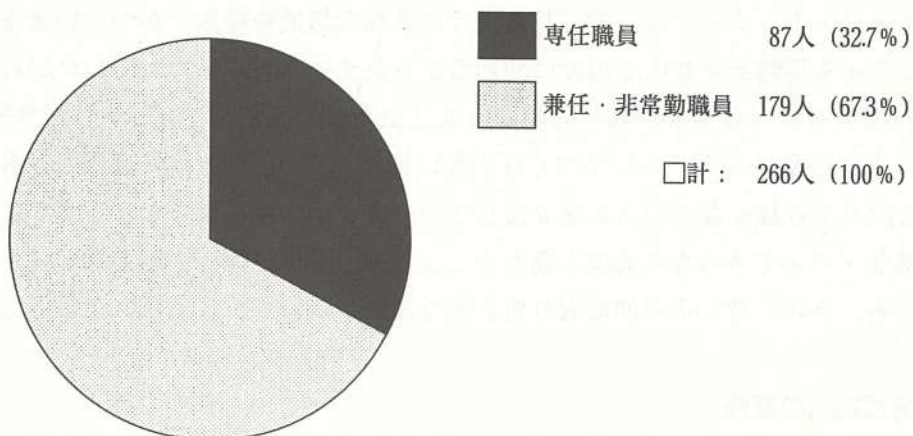
(※)『平成6年度ボランティアセンター実状調査報告』／発行：東京ボランティア・センターによると、64地域（社協64ヶ所＋2）の区市町村ボランティア活動推進団の基盤整備状況は以下の通りである。

【ボランティアセンターの事務スペース・建物の状況】

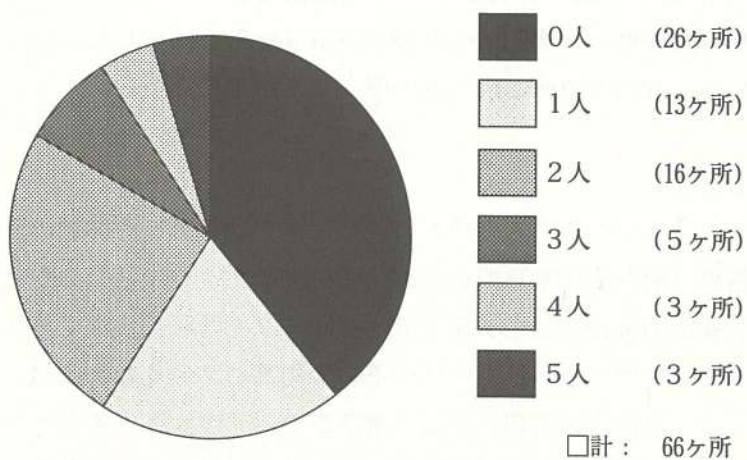


※ボランティアセンターの設置は66団体のうち56団体（84.9%）

【職員総数に対する専任職員の占める割合】



【ボランティア担当専任常勤職員数】



2) 広域のボランティア活動推進団体等との連携

この他、都内には、ボランティア活動推進上の先駆的な役割を果たしてきている民間のボランティアセンターや、近年、行政のボランティア活動への支援施策が活発化したことから、各省庁や部局（場合によっては外郭団体）による各種のボランティアセンターあるいは情報センターが設置されつつある。（P 44～P 45参照）

しかし、こうした多様なボランティア活動推進団体においては、現在、センター間相互の情報交換が十分でなく、共通の課題を協議する場が必要になってきている。東京ボランティア・センターには、目的に応じて、広域のボランティア活動推進団体間の連携を図っていくことが求められる。（P 46 図5 参照）

さらに、東京ボランティア・センターには、「首都東京」「国際都市東京」にあるセンターとして、全国的あるいは世界的なボランティア活動の推進に貢献していくことが期待されるため、全国および世界各国のボランティア活動推進団体とのネットワークづくりに積極的に取り組んでいくことが望まれる。

6. 現行の機能・事業の充実と新たな取り組み

東京ボランティア・センターでは、前述したように多様な機能を持ち、かつ、いままで培ってきたコミュニティを基盤とする広く福祉に関わるボランティア活動を大切にしながら、市民の各年齢層に対応する様々な推進事業や先駆的な取り組みを行ってきた。しかし、今後、「狭義の福祉」から市民の多様なニーズに基づく「広義の福祉」（P 16 参照）の視点で、ボランティア活動をはじめとする様々な市民活動を支援していくことが求められており、すでに述べた通り、現行の機能・事業のさらなる充実と新たな機能・事業の展開が必要となっている。ここではその中でも、今後、特に重点的に取り組むべき課題について、6項目にまとめた。

1) 総合的な情報拠点の整備

東京ボランティア・センターは、今後、幅広い分野のボランティア活動や市民活動に関する多様な情報を収集・整理・提供できる都内の「情報拠点」としての機能を拡充していくことが重要である。また、大都市のセンターとして国内にとどまらない多様な団体とネットワークをくんでいく必要がある。具体的には、毎月発行している機関紙（ボランティア・ネットワーク）の紙面の充実や発行部数・配布先の拡充、関係団体とのネットワークを活かしたパソコン通信やインターネット等を利用した双方向の情報システムの確立などが急務である。

2) 専門性の高い相談体制の確立

近年のボランティア活動や市民活動に関する多様な相談に対応できるような体制の確保が必要である。そのためには、職員（常勤職員や専門員）の情報処理能力や相談技術の向上、企画運営に関わるコンサルタント機能の強化、ボランティア・グループを含む市民活動団体からの相談への対応が求められている。特に、市民活動団体がその力を高めていくためには、団体が抱えている様々な課題（例えば、市民への広報、会員・ボランティアの募集、スタッフの育成、資金調達、会計処理、法人化等）を解決できる専門的な相談体制の構築が重要となる。

3) 市民活動への支援方法等の調査・研究

ボランティア活動を含む市民活動の発展のために、その今日的課題を科学的に調査・研究しながら、そこから得られた様々な結果を、関係者や社会に広く伝えていく機能をますます充実・強化していくことが重要である。

特に、今後、東京ボランティア・センターが、ボランティアグループをはじめとする様々な市民活動団体を支援していくためには、どのような理念やスタンスで、しかも、具体的にどのような方法が考えられるかを「市民活動支援のあり方検討委員会（仮称）」等を設け、市民活動の関係者とともに研究協議していくことが緊急の課題であろう。

また、従来からの活動者層である主婦や学生等のプログラム開発に加え、子ども、シニア層、企業人、障害者、外国人などの新しい参加者層の活動プログラムの研究開発も積極的に行っていくことも重要である。

4) 多様な研修プログラムの開発と実施

現在、東京ボランティア・センターをはじめ、都内各地で行われているボランティア入門講座やボランティア・リーダー研修、スキルアップ研修等については、今日の社会ニーズに合わせて、その内容や方法を再検討し、新たな展開が必要な時期に来ている。今後、課題や分野に応じて、各地のボランティア活動推進団体や関係機関と積極的に共同研究や共催事業等を推進していく必要がある。

また、市民活動団体および関係者への研修については、市民活動団体や関係者とともに、研修体系を整備していくことに早急に取り組むべきである。

なお、現在実施しているボランティア・コーディネーター研修をはじめとする推進団体や関係機関・団体への研修については、「ボランティアコーディネーター研修委員会」の研究や論議を踏まえながら、その研修内容を充実させ、今後、地域ごと、分野ごとの特性を踏まえた研修も検討していく必要がある。

5) 市民や関係者への啓発および理解の促進

ボランティア活動や市民活動への関心は著しく高まっているが、一方で、どのように活動を始めたらいいいのか分からない人たちも多く、広報紙やマスコミ等を通してボランティア・センター等の推進団体の機能や役割、事業のPRに積極的に取り組み、研修や体験の場なども年間を通して提供していく必要がある。

現在、ボランティア活動や市民活動の共通理解が、市民、行政、企業の各セクター等においても十分でなく、また、様々な用語の定義が確定されないまま使われている状況の中で、東京ボランティア・センターは、ボランティア活動や市民活動の意義を理解してもらうためにより積極的な広報活動への取り組みが求められている。

その他、ボランティア活動や市民活動の発展のために、分野ごと、テーマごとの関係者会議の開催やネットワークづくり、また、市民活動団体と行政セクターや企業セクターとの橋渡しを支援するとともに、市民活動が抱えている課題について、広く社会に伝えていくことが必要である。

6) 災害時のネットワーク拠点の整備

東京ボランティア・センターは、震災をはじめとする大規模の災害が起きた場合に、被災地におけるボランティア活動の拠点と被災地外での支援活動の拠点とを繋ぎながら、情報、人材、資金等が円滑に流れていくように、広域的な調整や支援を行う拠点となる必要がある。よって、今後、このような災害時を想定した支援体制やその具体的な方法を関係団体と検討することが緊急の課題である。

また、区市町村のボランティア・センターや各種関係団体との連携のもとに、災害時に活動できるようなボランティアやボランティア・リーダー、およびボランティア・コーディネーターの研修を実施していくことが必要となる。

7. 事業拡大に伴う推進体制の強化

1) 職員体制の確保

これまで述べてきた多様な社会的ニーズに応じた各種事業や専門性の高い事業を行っていくためには、現行事業を推進する人員体制に加え、事業の拡充にともなう新たな職員の増員が必要である。特に、ボランティア・センターの職員は、ボランティア活動に関する専門的知識、技術、価値観を育てていく必要があり、「ボランティア活動についての十分な理解や人間や生命に対する深い愛情と多様な個性や価値観を受け止められる柔軟性、仕事への情熱、冷静な判断力などが求められる。また、その上で、情報の収集、ニーズの確定、ボランティア・プログラムの企画・実施・支援・評価ができる能力が必要である」と考えられている。(参考：「ボランティア・コーディネーター研修体系とその考え方」／発行：東京ボランティア・センター／1996年3月)

よって、東京ボランティア・センターは、ボランティア・コーディネーターの重要性を踏まえ、センター事業を推進していく職員をさらに量的および質的に確保をしていくことが重要である。

また、現在の夜間体制は会場管理の非常勤職員しか配置しておらず、しかも、月・土曜日は現員でのローテーション勤務のため、企業人や学生等の利用者ニーズに十分に答えられる職員の配置がなされていない。このような状況から、夜間の相談や通年開所に向けた新たな職員の確保も併せて行うことが必要である。

2) スペース等の確保

現在の東京ボランティア・センターは、東京都飯田橋庁舎内にあり、立地的に都内各所からアクセスがしやすく、また駅からも近く、障害を持った方も利用しやすい施設となっている。しかし、多様なニーズを持った市民が利用するスペースとしては十分でなく、これまでのネットワークを損なわないようセントラルプラザ内での発展・拡充の中で、以下のように、利用者が使いやすく、多様なサービスが円滑に提供できるような施設の整備を図っていく必要がある。

〔必要な設備およびスペース〕

- ① 印刷機や紙折機などの増設と作業をするスペースの設置
- ② 啓発ビデオや各種資料が閲覧できるスペースの設置
- ③ パソコン等を利用し、誰もが自由に情報検索できるスペースの設置
- ④ ワープロやパソコン等を使用できる作業スペースの設置
- ⑤ 各種相談や専門的な相談に応じる相談室の設置
- ⑥ 市民活動団体のメールボックスやロッカーの設置
- ⑦ 研修や学習、イベント等で利用できる多目的な会議室やボランティアルームの拡大
- ⑧ 交流の場として気軽に利用できる自由なスペースの拡大
- ⑨ 各種団体のリーフレットや団体紹介パネル等が掲示や常設展示できるスペースの拡大
- ⑩ 団体情報を収納するロッカー等を備えるためのスペースの拡大
- ⑪ 貸し出し用車いす等の機材の収納庫や事務用品、書籍在庫等を保管するスペースの拡大
- ⑫ 職員が勤務する事務スペース、OA機器設置スペース、ロッカールーム、職員用資料収納スペース、給湯室等の拡大

3) 公的財源の確保

東京ボランティア・センターが直面している膨大な社会的ニーズや要望に応えるためには、従来からの福祉局予算を中心とするボランティア活動推進の財源の拡充に加え、新たに実施していく事業や拡充が必要な事業に要する財源の確保が最も重要である。今日、ボランティア活動推進団体が、市民たちの主体的な取り組み（ボランティア活動や市民活動）を支援していくことに対して、公的な財源を積極的に活用することは、広く社会的な理解が得られるようになってきており、東京における総合的なボランティア活動推進のための公的な財源の一層の拡充が必要である。

4) 組織のマネージメント力の強化

東京ボランティア・センターは、「組織の運営」という観点から見ると、未成熟な面があり、多様な専門職を含めた人材の確保・育成や財源の確保、事業の効果的な運営など、組織のマネージメント力を強化していくことが必要である。

そして、社会的な課題や市民のニーズに対応しながら、東京ボランティア・センターが今後、どのような事業運営や展開を図っていくのか、長期的な視点に立った具体的な目標設定とともに、行動計画づくりを行うことが重要である。

東京都生活文化局
局長 奥 典 之 様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京ボランティア・センター
東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会
委員長 仲 村 優 一

「東京都の総合ボランティアセンター構想」について（要望）

90年代に入り、市民のボランティア活動に対する意識の高まりや阪神・淡路大震災におけるボランティアの活躍、国会におけるNPO法案の検討など、ボランティアをめぐって、様々な社会の動きがあります。こうした社会状況の中、東京ボランティア・センターは、東京都社会福祉協議会が運営主体となってから、今年で16年目を迎えました。この時期に、これまでの事業評価と今後の方向性を明らかにするため、平成8年6月より「東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会」を開催し、学識経験者、ボランティア、関係団体の方々と一緒に議論を重ねてきております。また、より多くの都民やボランティアおよび関係者の声を集めるため、アンケートやヒヤリングも並行して実施しており、今年度中に報告書をまとめる予定でおります。

東京都におきましては、現在、「東京都ボランティア・非営利団体の活動促進に関する懇談会」を開催され、総合ボランティアセンター構想についての協議を進めておられるところですが、都の懇談会と本委員会も目指すところは、多様な市民の活動の支援、より良い市民社会の創造等その方向性は同一であると私どもは考えております。

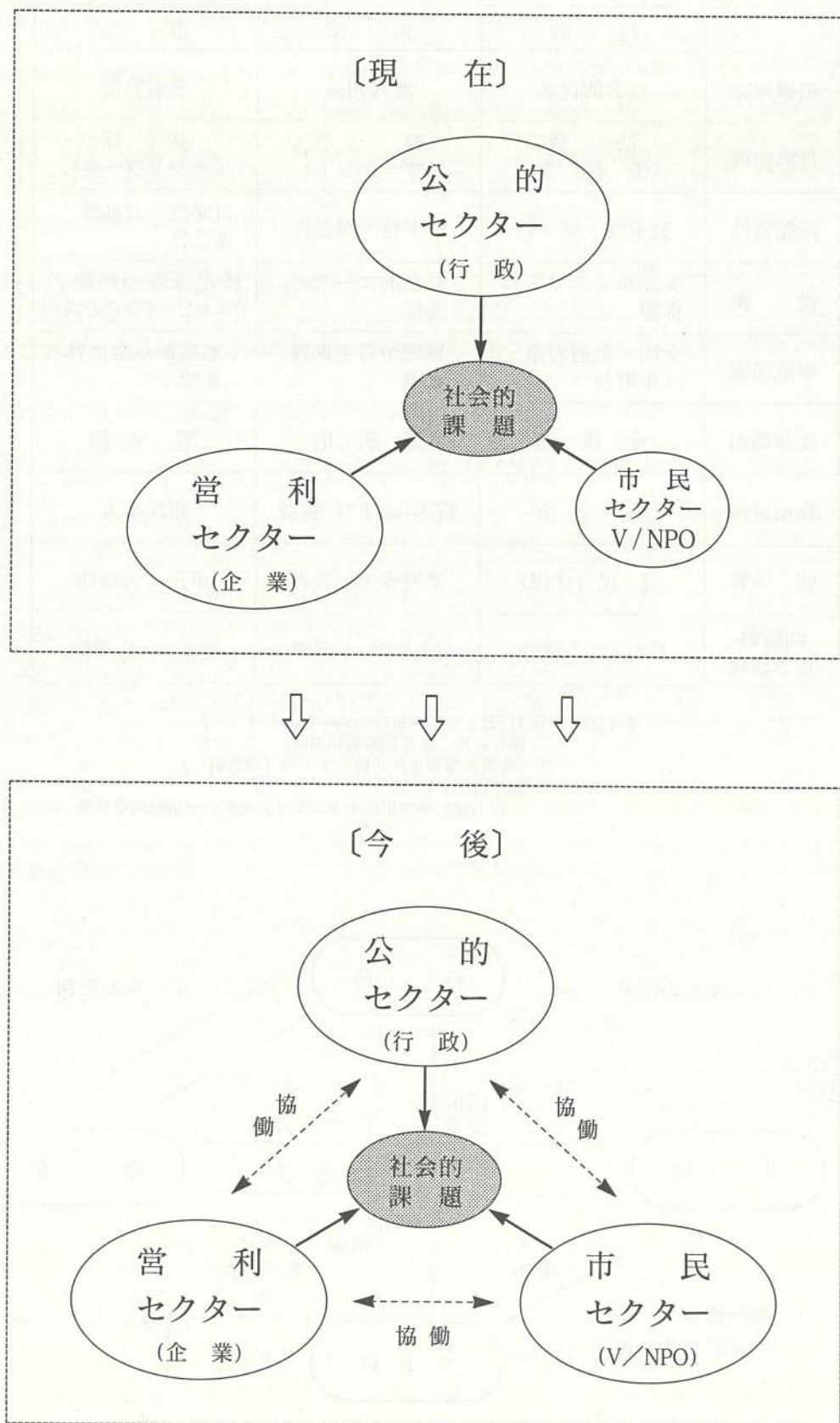
そこで本委員会は、このような考え方の基礎の上に総合ボランティアセンターに対する要望を下記の通りまとめましたのでご配慮いただけますようお願い申し上げます。また、総合ボランティアセンターの具体化にあたっては、さらに多くの都民や関係者の声が反映される方途を講じられますよう併せてお願い申し上げます。

◇総合ボランティアセンターについて

- 1) 総合ボランティアセンター作りについては、まず第一に「総合」の意味が問われます。本委員会では、「総合」の意味を、都の各部局のボランティア施策の統合化ではなく、市民の生活に関わる諸課題を総合的に捉え、幅広い情報を収集・提供することができ、様々な活動者や関係団体のネットワークに寄与できるようなセンター作りを意味していると考えております。特に、ボランティア活動の推進にあたっては、各地域のボランティアセンターや広域のボランティア活動推進団体等との協力・連携が必要不可欠です。その意味で、総合ボランティアセンターには、こうした既存のボランティアセンターのネットワークの拠点としての役割が強く求められことになると考えます。
- 2) ボランティア活動は市民の主体的な活動であり、ボランティアセンターは、その主体性や民間性を損なうことなく、それを支援していくことが重要です。このため、ボランティアセンターは、行政主体で運営されるのではなく、市民の様々な意見を反映する仕組みを作りながら、民間団体によって運営される必要があると考えます
- 3) 総合ボランティアセンターは、都内の多くの市民が利用することから、センターの拠点は、利便性のよい場所にあることが必要です。また、子どもから高齢者、また障害のある人びともアクセスしやすい設備が整っていることが求められます。更に社会人の利用など、夜間や土日の利用にも配慮する必要があると考えます。
- 4) ボランティアセンターにとって、時間をかけて築きあげてきた人と人、あるいは団体と団体との信頼関係やネットワークは最大の財産であります。そして、これこそ東京ボランティア・センターが、これまで15年間の事業の中で蓄積してきた財産であることを私どもは確信しています。本委員会は、東京都におけるボランティア活動の一層の発展のために、この財産が活かされるセンター作りを強く期待いたします。

(図1)

日本社会のセクターバランス (イメージ図)



(表1) 行政、企業、市民セクターの特性比較

	行 政	企 業	市 民
組織理念	社会的合意	最大利益	価値実現
行動原理	法 令 (手 続 き)	競 争 (マーケット)	共 感 (ネットワーク)
行動特性	公平性・画一性	能率性・機動性	自発性・互助性・ 連帯性
役 割	シビルミニマムの 保障	社会的ニーズの 充足	特定課題の解決/ ウェルビーイングの実現
事業範囲	全国・都道府県・ 区市町村	地域から全世界 まで	地域から全世界 まで
受益範囲	全 体 的	選 択 的	部 分 的
利用資源	税 金	資本 および 利益	市民本人
顧 客	国 民 (住民)	消費者・出資者	市民・会員他
制御の 基本原理	信託 ⇄ 離脱	購入 ⇄ 不買	参加 ⇄ 離脱

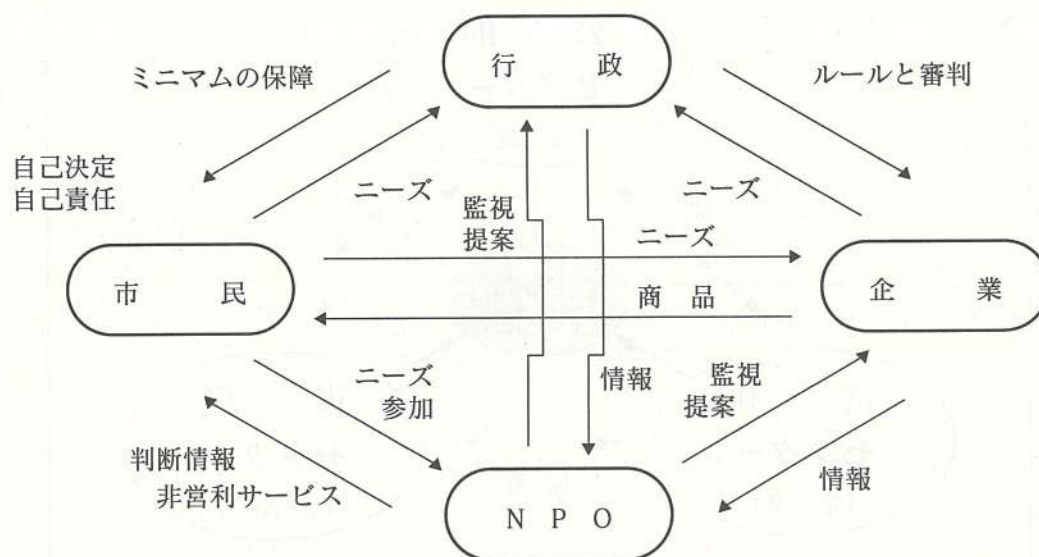
参考文献：①『行政とNPO－東京のNPOをめぐる－』

96年8月 東京都政策報道局

②『政策提案型市民活動のすすめ〔理念編〕』

93年12月 須田春海

※上記文献に東京ボランティアセンター事務局で加筆

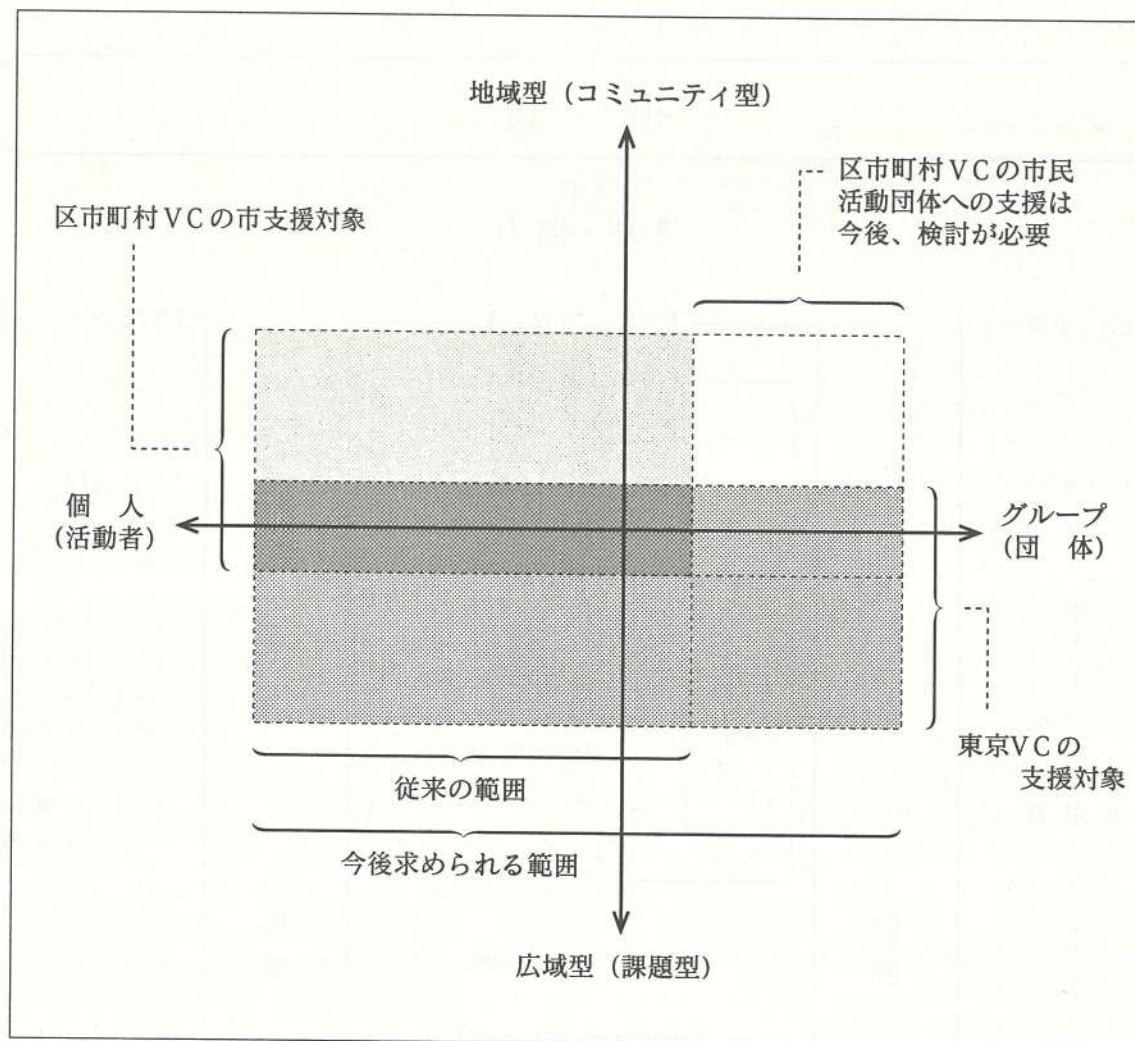


引用資料：『行政改革とNPO』のための企画メモ

96年10月18日

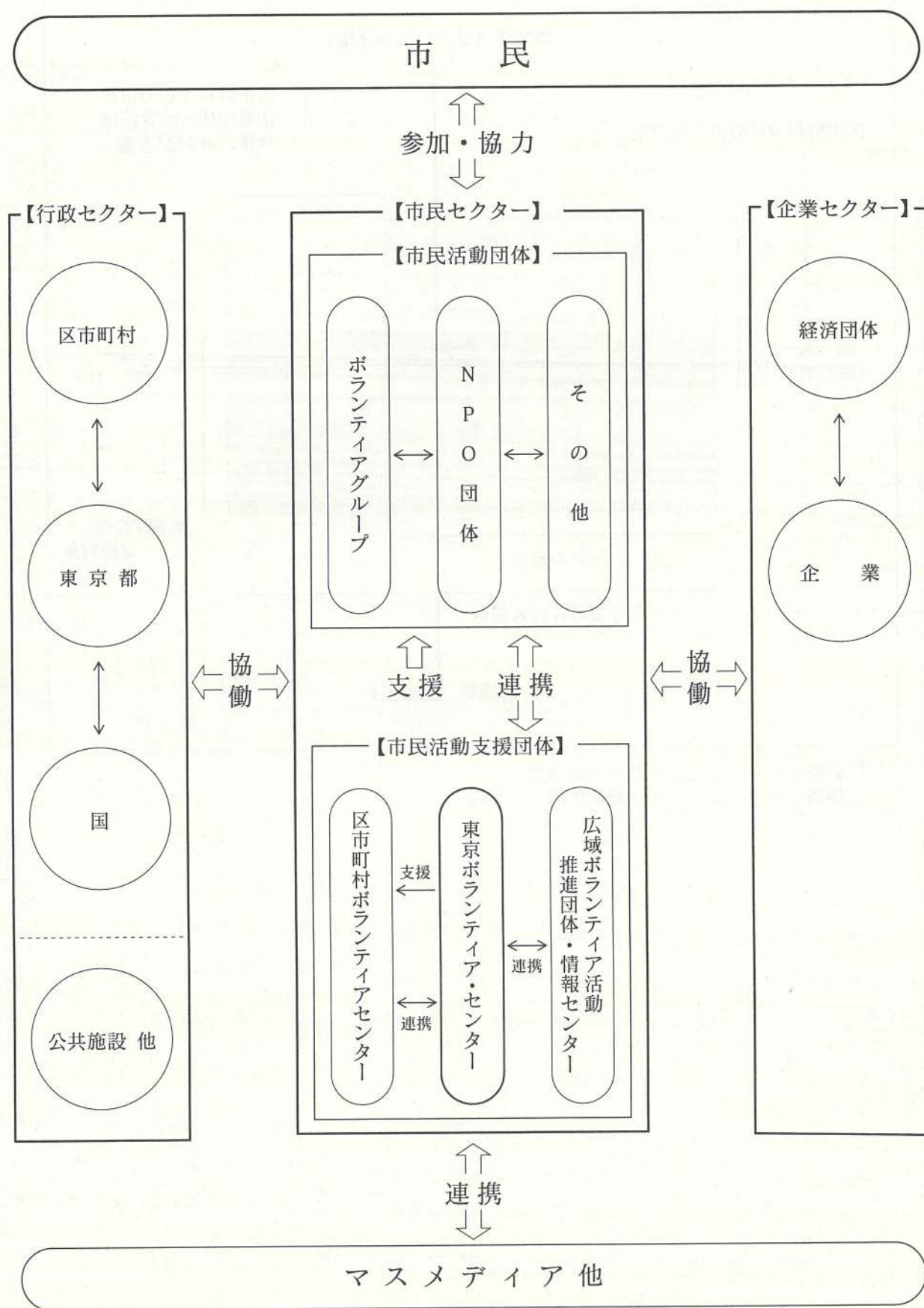
市民活動を支える制度をつくる会 C'S 事務局長 松原 明

(図2) 東京VCの支援対象となる個人・団体



- 縦軸：対象となる市民活動の地域性
- 横軸：対象となる市民活動の形態

(図3) 東京ボランティア・センターの位置づけと他のセクターとの関係



(図4) 東京VCと区市町村VCの役割分担の現状(参考)

内 容	東 京 V C	区 市 町 村 V C
基本的な役割分担	・広域的なボランティア活動推進 ・区市町村VCの支援・連携	各地区のボランティア活動推進 (まちづくり)
情報収集・提供	・各地域や各分野を越えた情報の収集・提供 ・専門的な情報の提供	・主に区市町村内の詳細なV情報の収集・提供
相談・コンサルティング	・広く都民および関係団体からの各種相談への対応 ・登録制度なし	・主に区市町村内の住民や関係団体からの相談への対応
調査・研究	・区市町村VCの実情把握 ・プログラム開発 ・Vコーディネートの研究 ・各種ニーズ調査 他	・区市町村内のV活動の実態把握 ・各種ニーズ調査 他
研修・訓練	・区市町村VC等のVコーディネーターの育成 ・初心者向け講座、体験学習 ・V活動者のスキルアップ研修 ・講師や委員の派遣	・Vの養成(ex 点字、手話、各種ヘルパー等) ・初心者向け講座、V体験学習 ・V活動者(グループ・個人)の研修 ・講師や委員の派遣
普及・啓発	・広く都民および各種団体向け啓発イベントの実施、資料作成 ・マスコミ対応 ・福祉教育の啓発	・住民および各種団体(業界団体)向け啓発イベントの実施、資料の作成 ・福祉教育の啓発・推進
連絡調整・ネットワーク	・区市町村VC等の情報交換の場づくり ・地域間、分野間、異セクター間の交流の場づくり	・区市町村内のV関係各種交流会の開催 ・V連絡会の支援・協働
基盤整備・助成事業他 (地区VC事業) (V保険の助成) (V基金の助成) (V協力校) (利用施設の提供)	区市町村VCの基盤整備 主に広域グループの受付と区市町村VC等への掛金助成 各種グループへ助成 指定および助成金交付 会議室・OA機器等の提供	主に区市町村の活動者の受付とV登録者等への掛金助成 団体の推薦 団体の推薦と協力実施 会議室・OA機器等の提供

都内の各種ボランティアセンター・情報センターの状況

【各種センターの状況 ①（分野・テーマ別）】

◆主に社会福祉関係

社会福祉事業法の規定により、社会福祉協議会が各自治体（都内63ヶ所）ごとに設置されている。そのため、すべての社会福祉協議会の中でボランティアセンターの設置や、担当者をおくなどの形で、ボランティア活動の推進が行われている。また社協以外の民間のボランティア活動推進団体として、富士福祉事業団や世田谷ボランティア協会、東京善意銀行等がある。

◆環境関係

東京都レベルには、94年に東京都環境学習センターが新宿に設置されている。また、全国レベルでは、96年に、環境庁が地球環境パートナーシッププラザを青山に設置している。民間の団体としては、日本リサイクル運動市民の会が運営するジャパンエコロジーセンター（設立92年）等があり、各種情報提供をしている。

◆国際協力関係

民間団体として、N G O活動推進センター（J A N I C）が87年に設立され、市民への情報提供やN G Oへ様々な支援を行っている。また、94年には、財団法人国際協力推進協会が運営する国際協力プラザがオープンしている。

◆生涯学習関係

東京都レベルには、91年に東京都教育委員会により東京都生涯学習情報センターが設置されている（運営：財団法人 東京都教育文化財団）。なお、97年には東京国際フォーラムへ移転し、東京都生涯学習センターとして拡充された。

◆消費生活関係

東京都レベルには、69年に東京都消費者センターが設置されている。

◆災害関係

東京都レベルには、日本赤十字社東京支部があり、各種赤十字奉仕団の活動を通して救援活動等がなされている。

【各種センターの状況 ②（年齢等対象別）】

◆青少年関係

96年に東京都青少年センター（設立84年）が臨海副都心に移転し、新たにオープンしている。全国レベルでは、日本青年奉仕協会（J Y V A）、東京YMCA（80年）・東京YWCA等が青少年のボランティア活動推進を古くから行っている。また、立教大学や淑徳短期大学等には、大学内にボランティアセンターが設置されている。その他、全国大学生生活協同組合連合会では、ボランティア活動推進センター（仮称）が検討されている。

◆企業の社会貢献活動・勤労者ボランティア活動関係

全国レベルでは、93年に労働省が設立した勤労者ボランティアセンター（運営：財団法人勤労者リフレッシュ事業振興財団）があり、勤労者のボランティア活動推進事業を行っている。また、民間団体としては、大手企業を会員として抱える経済団体連合会や日本フィランソロピー協会、中小企業を中心とする東京商工会議所や東京青年会議所などが、企業の社会貢献活動の推進役として、各種事業を推進している。労働組合の連合東京では、将来的に「東京勤労者ボランティアセンター」（仮称）の設立の検討が挙げられている。

◆シニア関係

東京都レベルにおいては、東京都社会福祉協議会（99年度より東京都地域福祉財団）が運営する「東京いきいきらいふ推進センター」（旧：社会福祉総合センター）において、シルバーガイド事業やシニアの主体的な活動を支援している。また、全国レベルでは、長寿社会文化協会や社団法人日本セカンドライフ協会、エルダーホステル協会などがシニア関係事業を推進している。

◆女性関係

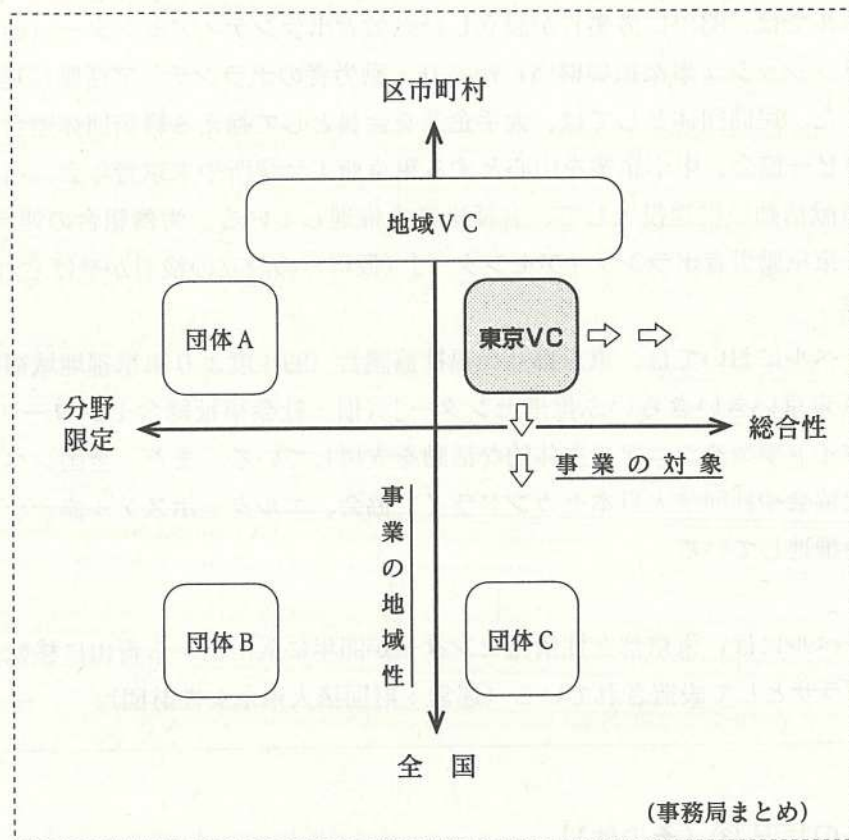
東京都レベルには、東京都女性情報センターが95年に飯田橋から青山に移転し、東京ウイメンズプラザとして設置されている（運営：財団法人東京女性財団）。

【各種センターの状況 ③（その他）】

◆NPO関係

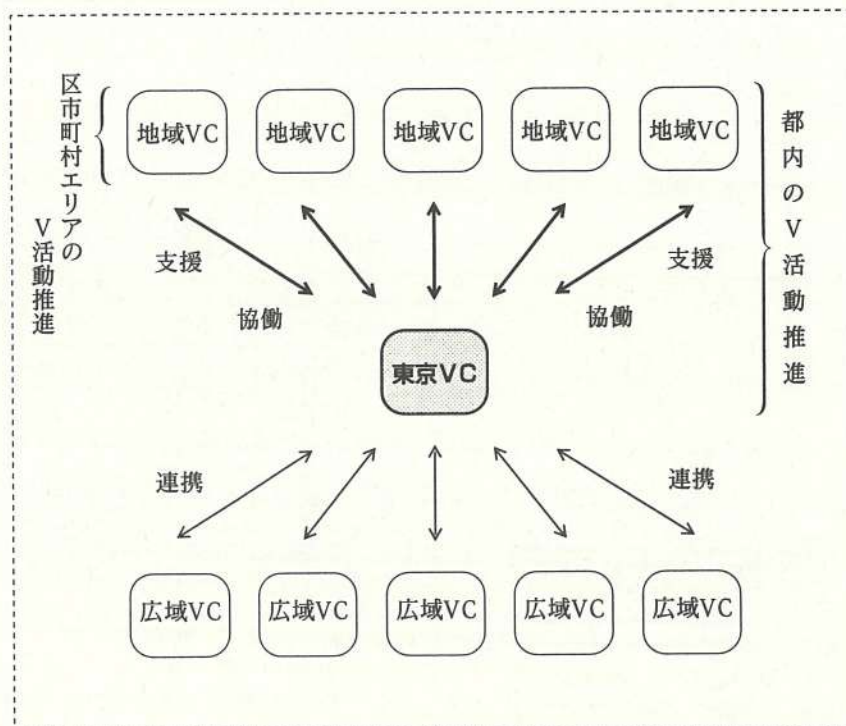
96年に日本におけるNPO活動の強化のため、市民活動団体と企業との協力のもと日本NPOセンターが設立されている。

(図5) 東京VCと他のVCの関係（センターの事業対象別）



〔団体例〕 団体A：東京都環境学習センター、東京ウィメンズプラザ等
 団体B：環境パートナーシッププラザ、NGO活動推進センター等
 団体C：日本青年奉仕協会、日本NPOセンター等

東京VCと他のVCの関係（役割関係）



東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会要綱

－東京ボランティア・センターのあり方を中心に－

1. 趣 旨 90年代に入り、多くの市民がボランティア活動に関心を持ち、社会の多様な課題に取り組みつつある。また、企業や労働組合による社会貢献活動も活発になり、主婦や学生のみならず社会人の参加も増えてきている。一方、ボランティア活動は行政施策上の大きな課題となり、阪神大震災でのボランティアの活躍等により、ボランティア活動の社会的基盤整備としてNPO法案が国会において論議されるような情勢にある。東京都においては96年3月の「行政改革大綱」により、幅広いボランティア活動の支援を行う「総合ボランティアセンターの検討」が課題として挙げられており、東京におけるボランティア活動推進のあり方が問われようとしている。本委員会は、こうした状況を踏まえ、東京におけるボランティア活動推進のあり方、ひいては東京ボランティア・センターのあり方につき、検討協議する。
2. 設 置 東京ボランティア・センター運営委員会要項第9条に基づき、東京ボランティア・センター運営委員会の特別委員会として設置する
3. 期 間 平成8年6月1日～平成9年3月31日
4. 委員構成 委員会委員は15名以内とし、構成は以下の通りとする
 - (1)学識経験者
 - (2)ボランティア活動者
 - (3)ボランティア活動推進団体職員
 - (4)学校関係者
 - (5)企業社会貢献部署・労働組合関係者
 - (6)ボランティア関係行政職員
 - (7)市民活動関係者（NGO、NPO等）
 - (8)その他、委員長が必要と認めた関係者
5. 役 務 この委員会に、委員長1名、副委員長1名を置く
6. 会 議
 - (1)委員長は必要に応じ会議を招集し、委員会を運営する
 - (2)副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する
 - (3)委員長はその審議の経過および結果を運営委員会に報告する
7. 事 務 この委員会の事務は、東京ボランティア・センターで行う。必要な経費は東京ボランティア・センター特別会計より支出する

委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	仲村 優一	淑徳大学教授	委 員 長
2	藤原 房子	ジャーナリスト	副委員長
3	石川 到覚	大正大学教授	
4	三宅 明代	小平市社会福祉協議会ボランティア・センター職員	
5	畑 厚彦	日本赤十字社本社総務局組織推進部ボランティア課長	
6	宮川 齊	三鷹市ボランティア連絡協議会副代表 三鷹市医療と福祉を進める会事務局長 むうぷ舎職員	
7	羽仁カンタ	POWER～市民の力～（もとA SEED JAPAN）代表	
8	加賀 昭人	東京都ユネスコ連絡協議会副会長 港区ユネスコ協会	
9	青木めぐみ	シャプラニール＝市民による海外協力の会 スタッフ	
10	高塚たか子	国分寺市立恋ヶ窪公民館利用者連絡会代表	
11	枝見 太朗	東京青年会議所理事長 富士福祉事業団常務理事	
12	穂積 秀明	東京三菱銀行広報部社会貢献室調査役	
13	橋本 洋光	東京都ボランティア学習連絡協議会代表 東京女学館高等学校教諭	
14	桜井伊佐子	淑徳短大ボランティア情報室（もと至誠ホーム） ボランティア・コーディネーター	
15	若林 統治	東京都福祉局地域福祉推進部地域福祉振興課課長	96. 6. 1～7. 16
16	奥秋 彰一	東京都福祉局地域福祉推進部地域福祉振興課課長	96. 7. 16 ～97. 3. 31

○戸塚政男 東社協事務局長

○山崎美貴子 東京ボランティア・センター所長

○彼島 巽 東社協総務部長

○安藤 雄太 東社協地域福祉部長

〔事務局〕東京ボランティア・センター（工藤 嘉男・河村 暁子・池田 明彦）

東社協総務部企画担当（後藤 麻理子・綱川 幾代）

東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会・討議経過

1	6月26日 (19時～21時) 於：セントラルプラザ	○正副委員長の選出 ○近年のボランティア活動を取り巻く動き（報告） ・国の動き（NPO法案や他県の状況） ・東京都の動き（総合ボランティア構想等） ・その他（NPO情報センター等） ○意見交換
2	7月31日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○東京におけるボランティア活動推進の到達点と課題 ・東京ボランティア・センターの変遷 ・東京ボランティア・センターの事業 ○意見交換
3	8月28日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○東京ボランティア・センターに求められていること① ・ボランティア活動推進団体の立場から (小平市社協ボランティアセンター 三宅委員より) ・社会福祉施設の立場から (もと至誠ホームボランティアコーディネーター桜井委員より) ・ボランティア活動団体の立場から (三鷹市ボランティア連絡協議会副代表 宮川委員) ○意見交換
4	9月25日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○東京ボランティア・センターに求められていること② ・N G Oの立場から (シャプラニール スタッフ 青木委員より) ・企業の立場から (東京三菱銀行 穂積委員より) ○都への中間要望書（案）について ○意見交換
5	10月23日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○東京ボランティア・センターに求められていること③ ・「震災ボランティアについて」 (日本赤十字社 畑委員より) ○意見交換
6	11月27日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○東京ボランティア・センターの現状と課題の整理 ・センターの目的、支援対象等について ・センターの民間性、市民性について ・センターの拠点について ○意見交換

7	12月18日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○委員会報告書案について ① ・センターの目的、支援対象等について ・センターの民間性、市民性について ・東京ボランティア・センターと区市町村ボランティアセンターとの役割について ○意見交換
8	1月22日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○委員会報告書案について ② ・センターの主体性を確保しながら、行政とどう協働していくか ・区市町村ボランティアセンターへの支援強化と他のボランティア活動推進団体・情報センターとの連携のあり方について ・センターに新しく求められる機能は何か ○意見交換
9	2月19日 (18時30分～21時) 於：セントラルプラザ	○委員会報告書案について ③ ・全体構成、内容について ・資料の取り扱いについて ・報告書の取り扱いについて ○意見交換

「東京におけるボランティア活動推進のあり方検討委員会」報告

発 行：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

東京ボランティア・センター

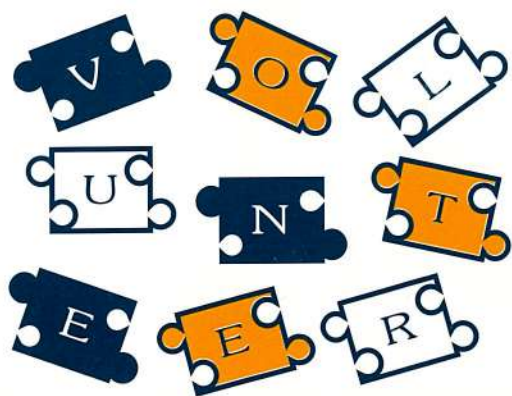
〒162 東京都新宿区神楽河岸1-1

電 話：03-3235-1171

FAX：03-3235-0050

発行日：1997（平成9年）年2月28日

印 刷：千加真印刷株式会社



(社福) 東京都社会福祉協議会 東京ボランティア・センター